



24年度 藤が丘地区センター 事業報告書

指定管理者

NPO法人建物管理ネットワーク

指定管理期間 平成23年4月～平成28年3月

平成25年5月17日

横浜市青葉区長 様

(指定管理者名) NPO 法人建物管理ネットワーク
理事長 谷川 浩一

平成24年度藤が丘地区センター事業報告書

- 1 収支決算書
- 2 利用料金収入実績
- 3 利用者数
- 4 自主事業実施報告
- 5 苦情対応状況報告
- 6 サービス向上及び経費節減努力事項報告
- 7 備品一覧
- 8 修繕一覧
- 9 委託内容一覧
- 10 藤が丘地区センター委員会設置要綱
- 11 藤が丘地区センター委員会名簿
- 12 藤が丘地区センター委員会及び利用者会議開催実績
- 13 ニーズ対応費使途一覧
- 14 藤が丘地区センター職員名簿
- 15 藤が丘地区センター経理規程
- 16 藤が丘地区センター就業規則
- 17 利用者からの意見聴取集計結果
- 18 職員研修実施実績等

平成24年度 藤が丘地区センター収支決算書

収入の部

(単位:円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	34,862,000	0	34,862,000	34,862,000	0	横浜市より
利用料金収入	4,100,000	0	4,100,000	4,787,680	-687,680	
自主事業収入	4,074,200	0	4,074,200	4,170,405	-96,205	
雑入	1,200,000	0	1,200,000	1,406,713	-206,713	
印刷代	500,000	0	500,000	490,298	9,702	
自動販売機手数料	700,000	0	700,000	873,139	-173,139	
その他(目的外使用料)		0	0	41,993	-41,993	
その他(預金利息)		0	0	1,283	-1,283	
その他()					0	
収入合計	44,236,200	0	44,236,200	45,226,798	-990,598	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	19,766,000	0	19,766,000	19,830,420	-64,420	
給与・賃金	18,055,000	0	18,055,000	18,134,578	-79,578	
社会保険料	1,420,000	0	1,420,000	1,433,476	-13,476	
通勤手当	252,000	0	252,000	241,220	10,780	
健康診断費	21,000	0	21,000	3,646	17,354	
勤労者福祉共済掛金	18,000	0	18,000	17,500	500	
事務費	2,170,000	0	2,170,000	2,144,740	25,260	
旅費	20,000	0	20,000	0	20,000	
消耗品費	611,100	0	611,100	772,066	-160,966	
会議賄い費	30,000	0	30,000	6,321	23,679	
印刷製本費	30,000	0	30,000	0	30,000	
通信費	100,000	0	100,000	138,570	-38,570	
使用料及び賃借料	150,000	0	150,000	92,880	57,120	
備品購入費	482,000	0	482,000	411,575	70,425	
図書購入費	50,000	0	50,000	0	50,000	
施設賠償責任保険	46,000	0	46,000	45,040	960	
職員等研修費	35,000	0	35,000	8,000	27,000	
振込手数料	10,000	0	10,000	4,057	5,943	
リース料	207,900	0	207,900	207,900	0	
手数料	378,000	0	378,000	458,331	-80,331	
地域協力費		0	0	0	0	
その他	20,000	0	20,000	0	20,000	
事業費	4,074,200	0	4,074,200	4,170,405	-96,205	
自主事業費	4,074,200	0	4,074,200	4,170,405	-96,205	
					0	
管理費	12,359,000	0	12,359,000	12,978,699	-619,699	
光熱水費	6,333,000	0	6,333,000	5,214,500	1,118,500	
電気料金	3,300,000	0	3,300,000	2,854,103	445,897	
ガス料金	1,923,000	0	1,923,000	1,498,728	424,272	
水道料金	1,110,000	0	1,110,000	861,669	248,331	
清掃費	958,000	0	958,000	958,650	-650	
修繕費	2,400,000	0	2,400,000	3,820,424	-1,420,424	
機械警備費	250,000	0	250,000	249,900	100	
設備保全費	2,418,000	0	2,418,000	2,735,225	-317,225	
空調衛生設備保守	945,000	0	945,000	901,320	43,680	
消防設備保守	143,000	0	143,000	142,800	200	
電気設備保守	172,000	0	172,000	155,610	16,390	
害虫駆除清掃保守	0	0	0	0	0	
その他保全費	1,158,000	0	1,158,000	1,535,495	-377,495	
共益費					0	
公租公課	1,200,000	0	1,200,000	1,168,600	31,400	
事務経費	3,300,000	0	3,300,000	3,360,249	-60,249	
ニーズ対応費	1,367,000	0	1,367,000	1,380,502	-13,502	
支出合計	44,236,200	0	44,236,200	45,033,615	-797,415	

差引	0	0	0	193,183	-193,183	
-----------	----------	----------	----------	----------------	-----------------	--

平成24年度利用料金収入実績

	部屋利用料	キャンセル料	領収金額合計
4月	349,900	1,640	351,540
5月	368,760	5,490	374,250
6月	578,030	5,830	583,860
7月	338,310	5,670	343,980
8月	319,530	2,730	322,260
9月	358,190	7,860	366,050
10月	611,920	5,430	617,350
11月	362,620	2,940	365,560
12月	338,390	8,340	346,730
1月	345,660	9,560	355,220
2月	349,000	7,540	356,540
3月	402,810	1,530	404,340
合計	4,723,120	64,560	4,787,680

【説明】

部屋利用料＋キャンセル料＝領収金額合計

* 部屋利用料…部屋の利用に対する収受金額

平成24年度地区センター利用状況（団体＋個人利用）

施設名 横浜市藤が丘地区センター

月別	開館日数 (日)	入館者数(人)			利用層別利用数(人)										前年度 合計(B)	前年比(%) B/A
		男性	女性	合計(A)	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	一般 (男性)	一般 (女性)	65歳以上 (男性)	65歳以上 (女性)	合計		
4月	29	4,291	6,015	10,306	471	744	702	489	185	1,338	3,745	1,214	1,418	10,306	11,406	111%
5月	30	3,940	5,647	9,587	452	776	706	452	144	1,232	3,671	1,074	1,080	9,587	11,137	116%
6月	29	3,902	5,845	9,747	568	768	553	366	105	1,275	3,923	1,102	1,087	9,747	11,120	114%
7月	30	4,885	6,256	11,141	690	1,458	553	453	141	1,347	3,692	1,609	1,198	11,141	10,568	95%
8月	30	5,430	5,414	10,844	565	2,047	886	634	144	1,317	3,025	1,552	674	10,844	9,176	85%
9月	29	4,471	6,287	10,758	597	953	609	368	217	1,459	3,998	1,445	1,112	10,758	10,122	94%
上半期計	177	26,919	35,464	62,383	3,343	6,746	4,009	2,762	936	7,968	22,054	7,996	6,569	62,383	63,529	102%
10月	30	5,358	7,300	12,658	675	1,102	719	510	137	1,746	4,811	1,670	1,288	12,658	11,610	92%
11月	29	6,711	8,992	15,703	1,098	1,606	1,051	570	199	1,845	5,590	2,236	1,508	15,703	13,972	89%
12月	26	4,785	5,803	10,588	528	814	641	604	114	1,413	3,732	1,740	1,002	10,588	10,060	95%
1月	26	4,423	5,520	9,943	553	774	493	567	152	1,260	3,713	1,562	869	9,943	10,292	104%
2月	27	5,231	6,702	11,933	732	1,072	752	664	127	1,417	4,091	1,832	1,246	11,933	11,789	99%
3月	30	5,382	6,881	12,263	758	1,295	1,053	842	132	1,373	4,057	1,606	1,147	12,263	12,273	100%
下半期計	168	31,890	41,198	73,088	4,344	6,663	4,709	3,757	861	9,054	25,994	10,646	7,060	73,088	69,996	96%
年間合計	345	58,809	76,662	135,471	7,687	13,409	8,718	6,519	1,797	17,022	48,048	18,642	13,629	135,471	133,525	99%

月別	居住区別利用数(人)				その他利用数		
	区内	区外	市外	合計	体育室 (人)	レクリ (人)	図書貸出 冊数
4月	9,193	633	480	10,306	3,782		1,788
5月	8,576	623	388	9,587	3,615		1,782
6月	8,764	566	417	9,747	3,172		1,919
7月	10,130	601	410	11,141	3,638		1,878
8月	9,975	577	292	10,844	2,479		2,060
9月	9,748	635	375	10,758	2,846		2,020
上半期計	56,386	3,635	2,362	62,383	19,532	0	11,447
10月	11,612	642	404	12,658	3,336		2,037
11月	14,653	616	434	15,703	3,635		1,822
12月	9,597	565	426	10,588	2,477		1,666
1月	9,005	624	314	9,943	2,360		2,080
2月	10,775	663	495	11,933	3,393		2,153
3月	11,214	617	432	12,263	3,436		2,072
下半期計	66,856	3,727	2,505	73,088	18,637	0	11,830
年間合計	123,242	7,362	4,867	135,471	38,169	0	23,277

平成24年度自主事業報告書 4/4期

施設名 藤が丘地区センター

募集対象	事業名 (教室名)	開催時期	開催回数	参加人員		自主事業経費			1人あたり参加費		講師謝金		備考 (共催団体・その他)
				募集人数 (人)	延参加人数 (人)	委託料 支出総額 (円)	参加者 負担総額 (円)	総経費 (円)	徴収の 有・無	参加費用 (円)	1回1講 師あたり (円)	1教室 講師謝 金額 (円)	
60歳以上 男女	シニア健康レク体操 A(月)クラス・B(木)クラス	4-9,10-3月	前期後期各15回	200	3332	0	837,645	837,645	有	1500	0	0	各クラス講師2名
35歳以上 男女	健康づくり体操(前後期)	4-9,10-3月	前期後期各15回	100	2288	0	378,720	378,720	有	2500	7000	0	講師1名
幼児と 保護者	親子でリズムダンス	4-9,10-3月	前期後期各15回	60	737	0	201,960	201,960	有	4000	4000	0	講師1名 親子30組
一般	ビューティーストレッチ	4-9,10-3月	前期後期各15回	80	1651	0	237,998	237,998	有	4000	4000	0	講師1名
35歳以上 男女	健美操(前期・後期)	4-9,10-3月	前期後期各15回	80	1452	0	309,200	309,200	有	3000	7000	0	講師2名(1回1名 交替制)
一般	大人のためのお話し会	4.7,10,1月	4回	20	92	0	29,200	29,200	無	0	0	0	おはなしのゆりかご
幼児と 保護者	おはなしのゆりかご	4-3月	20回	40	414	0	0	0	無	0	0	0	おはなしのゆりかご
一般	園芸講座	6.9,1,3月	4回	40	59	0	89,429	89,429	有	500-2500	0	0	藤が丘花の会
一般	ハウスクリーニング講座	6,12月	2回	30	34	0	2,080	2,080	無	0	0	0	指定管理者NPO法人建物管理ネットワーク提供
一般	初級講座 パソコン講座 応用講座 相談広場	5,1月	4回	7	869	0	355,897	355,897	有	3000	0	0	あおばパソコンサポートチーム
		4-3月	16回	7		0			有	3000	0	0	あおばパソコンサポートチーム
		4-3月	22回	10		0			有	300	0	0	あおばパソコンサポートチーム
一般	FITS	6,10,1月	3回	40	189	0	57,249	57,249	有	500	0	0	藤が丘インナーショナルパーク実行委員会
小中学生と 保護者	パパとクッキング	6,9,2,3月	4回	24	110	0	132,894	132,894	有	700-1000	0	0	地域の企業、商店、団体 親子12組
小学生	小学生向け科学事業	5,8,9,1月	4回	30	95	0	56,512	56,512	有	300	0	0	「ひとと夢のネットワーク」と「ふしぎのたね」
一般	男性料理教室「ワンプレートランチ」	10,11月	3回	24	40	0	57,716	57,716	有	3500	0	0	地域住民による講師
小学生	将棋で脳トレーニング	8月	5回	24	98	0	39,368	39,368	有	300	0	0	地域住民による講師
小学生	自分で作るおやつ/ママとちくちく	6,7,10,2月	4回	24	139	0	88,447	88,447	有	400	0	0	登録サークル「東京第四友の会」
乳児と 母親	ベビーマッサージ	6,9,3月	9回	40	276	0	100,899	100,899	有	1500	0	0	登録サークル「ベビーローズマリー」 親子20組
一般	応募 墨彩画	12月	1回	20	13	0	11,442	11,442	有	1000	0	0	登録サークル「一輪会」
一般	地域手づくり絵本	6月	2回	16	46	0	6,660	6,660	有	500	0	0	登録サークル「藤が丘手作り絵本夢の会」
一般	社交ダンス講座	7,8月	16回	24	403	0	283,629	283,629	有	12000	0	0	藤が丘ダンスパーティーの会
一般	応募 その他単発	6月	1回	16	18	0	5,792	5,792	有	500	0	0	高齢者の住まい選択の考え方/親子色あそび
一般	楽しいダンスでボディメイク	4-9,10-3月	前期後期各15回	80	288	0	147,960	147,960	有	4000	0	0	24年度新規講座
一般	地域センターの集い	12月	1回	20	23	0	0	0	無	0	0	0	クリスマスの集い
一般	地域ワンコインジャズ	9月	3回	20	20	0	12,778	12,778	有	1500	0	0	登録サークル「LBZジャズコース」
一般	地域暮らしレッスン事始め	11月	1回	40	89	0	14,699	14,699	有	400	0	0	登録サークル「東京第四友の会」
一般	地域雑学「街のパティシス」	4-3月	6回	40	192	0	186,739	186,739	有	500-1000	0	0	登録サークル「3WAネットワーク」他
一般	地域ダンスパーティー	4,6,10,12,3月	5回	80	471	0	10,230	10,230	有	300-1000	0	0	藤が丘ダンスパーティーの会
一般	地域名人	5,6月	5回	56	155	0	68,643	68,643	有	0-500	0	0	初めてのハーブ・昔懐かしい街頭風紙芝居
一般	地域タイ式ヨガ	10,11月	3回	20	75	0	39,826	39,826	有	1300	0	0	地域住民による講師
一般	秋の音楽会	10月	1回	70	93	0	163,036	163,036	有	700	0	0	緑弦楽合奏団
一般小計				1382	13761		3,926,648	3,926,648					
わんぱく	わんぱく 子ども料理	7,3月	2回	24	73	0	26,960	26,960	有	300	0	0	登録サークル「おんどり会」「まないたの会」
わんぱく	わんぱく 子ども卓球	7,8月	6回	40	234	0	71,300	71,300	有	1200	0	0	登録サークル「青葉ラージ愛好会」
わんぱく	わんぱく 子ども作業塾	8月	1回	24	33	0	30,829	30,829	有	500	0	0	登録サークル「おやじの腕まくり」
わんぱく	わんぱく おもちゃ病院	8月	1回	24	43	0	5,000	5,000	有	0	0	0	おもちゃ病院
わんぱく	わんぱく 伝統	8,2月	3回	16	38	0	30,010	30,010	有	600	0	0	地域華道家 佐藤様
わんぱく	わんぱく 節分会	2月	1回	300	345	0	55,561	55,561	無	0	0	0	登録サークル「おやじの腕まくり」
わんぱく小計				428	766	0	219,660	219,660					
共通	自主共通			0	0	0	24,097	24,097	無				
共通小計				0	0	0	24,097	24,097					
合計				1810	14527	0	4170405	4170405					

苦情対応状況報告

	年月日	内 容	対 応 結 果
1	5月4日	フットサルを出来る時間を作ってください。	個人利用の時間は3面に分けて出来るだけ多くの方に利用して頂いています。フットサルではボールが他の利用者にぶつかる事も考えられますから部分利用は出来ません。また繰り返しご説明していますがボールが当たると体育室の壁の強度にも心配がありますので現状ではご希望に添えない事をご理解下さい。
2	5月4日	卓球などの体育館でやるもののもうしこみについて、もっと効率化をはかってほしい。	どの申し込みについて仰られているのでしょうか。 個人利用の時間は土曜は9時間ありますが他の日は3時間の時もあります。 30分毎に更新する方法は、個人利用の時間を出来るだけ多くの方に公平に使って頂くために行っている方法です。更新の為に5分前に中断して受付まで来て頂くのは大変だとは思いますが、ご協力下さい。 個人利用開始の際のジャンケンでの決め方は希望者の多い時、少ない時いろいろの場合が有り、少し考えさせて頂きたいと思えます。
3	5月4日	本の種類を多くしてほしい。	限られた予算ですので、なかなかご希望に添えなくて申し訳ございません。新刊購入にあたっては、書評や話題の本、横浜市立図書館からの情報を得て購入しています。マンガは種類も量も多く書棚のスペースに置ききれない為購入していません。また料理や手芸、PCといった実用書は紛失することが多く、購入は控えめにしています。購入希望は何っていませんが、少ないと思われる分野があれば、どうぞ受付でもご意見箱でも遠慮なく推薦される理由をお申し出ください。検討させていただきたいと思えます。
4	6月	地区センターにwifiをつかえるようにしてほしい。Open spot wifiをやってほしい。タブレットなどをおいてほしい。	地区センターでのインターネット利用については、あらゆる角度からの安全性を現在検討中です。結論が出来るまでもう少しお待ちください。
5	6月	冷房を弱からMAXにしてほしい！	地区センターの冷暖房は集中式で、稼働させれば全館くまなく冷氣、暖気が回ります。冷氣暖気の温度設定は、冷温水機で行っていて個々には出来ません。フリースペースについてはスペース毎の状況を判断してファンの風量で調節させて頂いています。また今年度は節電による休館はしませんが、横浜市としても引き続き節電の方向です。その為地区センターでは15%削減が目標です。若い方には暑く感じられるかもしれませんが、ご協力お願いいたします。お申し出頂ければ団扇の貸出をさせて頂いています。

	年月日	内 容	対 応 結 果
6	8月2日	下の階の勉強コーナーを囲碁をうつ人たちと別にしてください。 がちゃがちゃぱちぱち本当にうるさくて困っています。話し声だけなら我慢できますがうるさく椅子をきませたりやけに大きな音を立てて碁石を置かれると本気でイライラします。多くの人がおもっていると思います。対応よろしく願いいたします。	学習優先コーナーと娯楽コーナーと全く別な所に設置出来ればこんな良いことはないと思っています。地区センターは赤ちゃんからお年寄りまで全ての方が、バリアフリーにご利用頂ける施設なので時間帯やスペースの区切りなどで譲り合って頂かなくてはなりません。2階に図書があるので学習優先コーナーを2階にする事も考えられますが、子どもたちが大人の目が届かない1階でゲームに夢中になっている姿を想像するとそれも出来ません。小中学生の方には申し訳ございませんが、囲碁が一番盛んに利用されている午後1:00~6:00は囲碁の方に譲って頂けないでしょうか？よろしく願いいたします。
7	8月30日	(1)図書の時間外返却ボックスをつくっていただきたい。レンタルDVD/BD店みたいに(あるいは山内図書館みたいに)、地区センターが閉まっているときも貸出図書が返却していただくとたすかります。 (2)パソコン 私は家に2台パソコンを持っていますが、このあたりを散歩中にどうしても見たい(チェックしたい)サイトがあります。子供のゲームは厳禁にして。	(1)について 地区センターではセンター蔵書本と市図書と2種類の図書貸出を行っています。また藤が丘地区センターには2か所入口があります。ポスト一つで代用することも考えられますが、それでは間違いが多くなって逆に皆様にご迷惑をおかけしそうです。お気持ちはとてもよく分かりますが、休館日でも返却本に関しては、職員が居る間はお預かりいたしますのでお声掛けして頂く事でご了承頂けないでしょうか？なお藤が丘地区センターの開館時間は次の通りです。 月~土 9:00~21:00 日・祝日 9:00~18:00 地区センターの蔵書本の貸出返却は閉館時刻30分前で終了いたします。 休館日 毎月第4火曜日 年末年始休館 12/28~1/4 (2)について 藤が丘地区センターのインターネット回線は現在1回線です。昨年体験PCを失くさせて頂いたのは節電もありますが、1回線で事務室と一般の皆様の利用を共有していることに少し無理が出てきた為です。もちろん子どもたちがPCでゲームをしているという現実もあり好ましいものではありませんが、そういう訳で大変申し訳ございませんがインターネット体験コーナーを再開することは今のところ考えておりません。
8	3/4四半期	この期には苦情の投稿や提言はありませんでした。	
9	1月10日	いつも本をお借りしている者です。1回2冊は考えて頂けないでしょうか。2冊だとすぐ読んでしまいます。せめて3冊お貸ししていただけると助かります。	図書の貸出は、やはり新着図書の貸出が一番多く、予約で順番待ちの方も多いうらっしゃいます。新着本に限っては1人1冊とかシステムでの制限が出来ませんので貸出冊数を増やすと新着本がなかなか皆様の所へ届かなくなる可能性があります。遠くからですと度々いらっしゃることは大変だとは思いますがどうぞよろしく願いいたします。

	年月日	内 容	対 応 結 果
10	1月31日	①図書館の中が節電でとても暗く、本を探すのも見るのもつらく、感じます。子供さんの為にももう少し明るく、特に図書館という目を多く使う所ですので考えて下さいませ。	ご迷惑をおかけしています。横浜市では引き続き節電を実施していますので明るい時には出来るだけ電気を消すようにしていますが、曇ってきたりすれば点けるようにしています。気づかず暗い時にはどうぞ受付へそのようにお伝え下さい。すぐに対応させていただきます。申し訳ございませんでした。
11	2月5日	②市立図書館の本のように地区センターの本も駅のBoxや市立図書館で返却できるシステムがあればもっと本の回転が早くなるのではと思いますが	8月にも返却Box設置のご要望を頂きましたが、地区センターの本は各館の蔵書本でそれぞれ管理(予約や貸出のルール)が違います。市の図書とも違う為混在して同じ箱に入ってしまうと仕分けに時間がかかってしまったり、あってはいけない事ですが、間違いも起こりやすくなると思われま。また現在地区センターへの市の図書の配送は毎日ではなく1週間に4日間だけになっています。他施設へ返却された場合は本が蔵書館に戻るのに時間がかかりますので予約本がお手元に届くまで各館に返却して頂くより却ってお待ちいただくようになると思われます。その辺りのことをご理解頂き、ご協力をお願いいたします。
12	2月13日	館内の空間毎の役割が不明確で混在しているために果たすべき機能が中途半端になっている。その典型例は娯楽コーナーと学習コーナーが隣り合っていて、学習コーナーの機能は減殺されていること。今日も大学受験勉強をしている若い人は事務所脇のスペースに追いやられている。そもそも娯楽コーナーと学習コーナーの機能は相容れない。学習コーナー設置の要望に対して単に設置しただけという印象である。若い人だけでなく、老後に勉強したい人も多い昨今だからキチンと対応すべき。青葉台コミュニティハウスを参考にすべきかと思う。 <改正案> ①ミーティングルームを学習室に ②事務所脇のスペースを学習コーナーにその際、間仕切り等を充実させてより独立した空間にする。	ご指摘ありがとうございます。確かに地区センターの中はいろいろ混在しております。 地区センターの設置目的や役割について整理してみますと、 ①赤ちゃんからお年寄りまでどなたでもご利用頂ける ②地区センターを利用していろいろな活動を活発に行い、地域の活性化につなげる。 ③生涯学習の場としていろいろな講座を企画し地域の方に提供する。 この様な観点から横浜市の地区センターは他地域の児童館や公民館、図書館などの機能を併せ持った多目的多機能施設ということになります。また体育室はしっかり個人利用と団体利用を半々に分けていますが、その外のスペースは基本的にお部屋は団体利用、他のオープンスペースが個人で利用できるスペースになっています。平成18年からお部屋利用には決められた基準で利用料金を頂く事が決まり、その料金は地区センターの小修繕や備品購入などに充てられています。 改正案①について、一部屋を学習室に当てることは、部屋稼働率平均6割の藤が丘地区センターではかなり難しいのが現状です。

	年月日	内 容	対 応 結 果
			②案について、地区センターでも考えていますが、学習優先コーナーを2階にして1階を娯楽コーナーとフリースペースにすると1階でゲームに夢中になる子どもたちの姿が職員が目には届きにくくなります。子どもたちの利用は小学生は3時位から5時まで(夏は6時)中学生は3時位から6時まで(夏は7時)、娯楽コーナーの囲碁将棋の方々はだいたい1時～5時、6時位の利用が多いようです。ですので利用時間帯を分けて、子どもたちが居られる時間は子どもたちに譲って頂き、小中学生が学校に行っている間や、夜間に学習優先でご利用頂くわけには行かないでしょうか。体育室はこの考えに合わせて毎日午後3時～6時は個人利用に設定して子どもたちが利用できるようにしています。限られた地区センターのスペースで空間を仕切ってしまうと却って息苦しくなってしまうような気がいたしますがいかがでしょうか。
13	3月1日	ひな人形かわいい♡ 3段目のおじいさんだれですか？ 今日は卒業式でした♡	毎年飾っているお雛様を褒めて頂き、ありがとうございます。当地区センターのお雛様は七段飾りで、一段目は親王、内親王、二段目三人官女、三段目は五人囃子でそれぞれもっている道具は、太鼓、大鼓(おおかわ)、小鼓(こかわ)、笛、地謡、四段目は左大臣、右大臣、五段目は仕丁(じちょう)で日傘、雨傘、沓台を持って行幸に従っています。
14	3月11日	カードゲームやらせてー	カードゲームは以前からお話しているようにマナーの問題で禁止しています。地区センターにあるゲームや、体育室で卓球やバドミントンなどで楽しんでいただけませんか。
15	3月17日	職員の態度が非常に悪い。不愉快です。	不愉快な思いをおさせしたようで申し訳ございませんでした。どのような対応でしたでしょうか。日頃から利用者の方の立場に立ってということ職員一同心掛けているつもりですが、行き届かなかったようで心よりお詫び申し上げます。今後も接遇研修などを通して気を付けて参りますので、お気づきの点がございましたらご遠慮なくご指摘頂ければありがたく思います。
16	3月19日	飲食室が暗い	東北地震の時以来地区センターは節電に努めています。飲食コーナーも照明器具を以前より明るいものに変更して基本的には飲食に差し支えない明るさは確保されていると思います。ご協力お願いいたします。

サービス向上及び経費節減努力事項報告

	実施時期	内 容	効 果
1	4月3日	緑のボランティアによる花壇の手入れ計画	年間通しての緑の計画案が出来ました。
2	4月25日	シニアのご利用になる囲碁、将棋のケースの破損がひどくまた大会などでは足りなくなるので不便の無いように数を整えました。	年2回行う囲碁大会が心配なく開催出来るようになりました。
3	5月8日	緑のボランティアによる花壇の手入れ	繁茂した雑草を抜き、花壇らしくなりました。
4	5月22日	1階のホールに遮光布を張りました。	太陽光を遮り、まぶしさ、暑さが少なくなって学習コーナーの昼間の環境がよくなりました。
5	6月	長年植栽されたままになっている水仙の球根を掘り上げました。10月に球根を選抜しながら春に向けて植え付けます。	冬に来館の皆様にご喜ばれている水仙ですが、密生しすぎて球根も小さくなっていました。栄養が行きとどいて大きな花を咲かせると思われます。
6	6月	体育室西側にゴーヤの緑のカーテンを作りました。	体育室の温度上昇を少しでも低く抑え、外からも涼しげに見えます。
7	5/19～ 6/19	街のパティシス「もえぎ野の野鳥に出会う会」のデモンストレーションとして2階エントランスへ写真のパネル展示を開催しました。	パティシスに参加できない方にも地域在住の木村様の野鳥生態の珍しい写真を見て頂く事が出来好評でした。
8	6月9日	網戸の張り替え講座を指定管理者の提供で実施しました。	夏の節電対策として大変喜ばれました。
9	6月12日	緑のボランティアによる花壇の手入れ	春に補充していなかったので苗を購入し、土を掘り起こして植栽しました。花壇がいきいきと明るくなりました。
10	7月3日	体育室にサーキュレーターを設置しました。	クーラーの無い体育室の空気を少しでも攪拌して外気を取り入れ熱中症予防に役立っています。
11	7月20日	扇風機6台をあらたに購入、各部屋1台ずつ、大きな部屋には2台配置しました。	クーラーだけの部屋の中の温度調節のムラが緩和され、また利用者の方にも涼しさを感じられるようになって、節電対策になります。
12	7月21日	ボランティアの方にプレイルームの飾り付けを夏バージョンにして頂きました。	春入学式のイメージから夏らしく明るい雰囲気になりました。
13	8月28日	スタッフによる簡単修繕実施。	椅子のネジしめや、日頃から手入れが必要になりながら業者の見積もりをとるほどでもない所を男性中心に修理しました。

14	9/16～ 9/30	地区センター登録サークルの作品展開催に先駆け、地域のサークルの方の作品展を開催しました。	趣味活動として作品制作に打ち込む地域サークルの発表の場としてショーケースを提供でき、サークルの方からもまた観賞する地域の方からも喜ばれました。
15	10月4日	緑のボランティアによる花壇への植栽を実施しました。	台風の後地肌をのぞかせていた花壇がきれいに整備されました。
16	11月1日	センターまつりの為に館外の雑草取りをしました。また夏に掘り上げていた水仙の球根をうえました。	会議室だけではなく外でのイベントもある為きれいになって気持ち良く使えるようになりました。水仙は今まで増え続けていたもので、間隔をきれいに取り植えることが出来ましたので栄養も行き届き冬に開花するのが楽しみです。
17	12月25日	省エネ・省コストのプロを招いて館内の点検をしていただきました。	主に照明の省エネ対策が出来るか検討し、出来るところから実施していくことになりました。
18	2月1日	もえぎ野中学校の職業体験を実施しました。	4人の中学2年生に地区センターの仕事を体験してもらいました。地域について考えるきっかけになったと思われます。
19	2月3日	恒例の七段雛人形をエントランスに飾りました。	幼児からお年寄りまで心が和んで、受付にも「きれいですね」と声をかけていただき輪が広がりました。
20	2月21日	青葉区人権研修参加	非勤務番の受付スタッフが参加しました。これからの来館者対応に役立てられます。
21	1月～3月	階段の土留め工事、植栽の剪定実施	降雨により、土が流れ出るのが止まり、花壇が整いました。剪定により、陽が隅々まで行きわたるようになり防虫効果がましました。

平成24年度修繕一覧

施設名 藤が丘地区センター

No	年月日	修繕箇所	金額	業者名
1	5月30日	モニター取付け工事	39,900	(株)ハウプランニング
2	5月30日	自動ドア修理	18,900	(株)神奈川ナブコ
3	8月9日	男子更衣室鍵修理	6,300	(有)青葉台ロックセンター
4	10月23日	ガス遮断弁交換	328,020	東京ガス内管保安センター東京ガス株式会社
5	10月30日	自動ドア西内側エンジン・センサー交換	488,250	(株)神奈川ナブコ
6	10月30日	トイレ・体育室ドアクローザー修理	62,790	アスト工業株式会社
7	12月7日	工芸室倉庫扉鍵と戸車	50,956	アスト工業株式会社
8	12月25日	外調機Vベルト交換とグリスアップ	29,400	(株)三洋装備
9	1月16日	オストメイト配管パイプ修理	3,150	中山設備
10	1月18日	2階男子トイレ右自動洗浄センサー交換	62,895	TOTO
11	1月19日	体育室電磁開閉器交換	27,195	(株)妙光電機
12	2月21日	冷温水機薬注装置蓋交換	0	パナソニックES産機システム(株)
13	2月26日	飲食コーナー床部分張り替え	49,161	横浜建物管理協同組合
14	5月28日	体育室バスケットゴール交換	987,000	東京体育用品株式会社
15	4月23日	自動ドア西外側扉交換	453,495	株式会社神奈川ナブコ
16	4月23日	体育室消火栓表示灯・出入りロドーム雨樋	68,722	アスト工業株式会社
17	4月23日	全館フロアタイルカーペット張り替え	1,144,290	ティーズリビング
		合計	3,820,424	

平成24年度委託内容一覧

施設名 藤が丘地区センター

No	委託期間	委託内容	金額(円)	業者名
	平成24年4月～平成25年3月	清掃業務	958,650	横浜建物管理協同組合
	平成24年4月～平成25年3月	機械警備	249,900	横浜建物管理協同組合
	平成24年4月～平成25年3月	総合巡視点検	306,600	横浜建物管理協同組合
	平成24年4月～平成25年3月	空調自動制御保守点検	185,850	横浜建物管理協同組合
	平成24年4月～平成25年3月	冷温水機等保守点検	715,470	横浜建物管理協同組合
	平成24年4月～平成25年3月	電気設備保守	155,610	関東電気保安協会
	平成24年4月～平成25年3月	自動ドア保守	227,850	横浜建物管理協同組合
	平成24年4月～平成25年3月	エレベータ保守	472,500	横浜建物管理協同組合
	平成24年4月～平成25年3月	消防設備点検	142,800	横浜建物管理協同組合
	平成24年4月～平成25年3月	植栽管理	200,000	たかはし園芸
	合計		3,615,230	

横浜市藤が丘地区センター委員会要綱

(設 置)

第1条 横浜市藤が丘地区センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、横浜市藤が丘地区センター委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、指定管理者が管理する藤が丘地区センター（以下「センター」という。）の管理運営に関して意見等を指定管理者に具申することにより、横浜市地区センター条例（昭和48年6月20日条例第46号）第2条に定める利用の目的の実現を目指すことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は前項の目的を達成するために次の事項について審議する。

- (1) センターの管理運営状況に関すること。
- (2) センターの利用者の意見、要望に関すること。
- (3) その他の目的の達成のために必要な事項

2 指定管理者は、委員会から前項に関する意見、要望があったときは、当該意見、要望をセンターの管理運営に反映させるよう努めるものとする。

(組 織)

第4条 委員会は、次の組織を代表する者等15名以内をもって組織する。

- (1) 利用者団体
- (2) 地域団体
- (3) その他指定管理者が必要と認めた者

2 委員会を構成する委員の氏名及び所属団体は、公開しなければならない。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(役 員)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、年2回以上開催し、会長が招集するものとする。

2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

3 指定管理者は、委員会に出席し、審議事項について意見を述べ説明しなければならない。

4 指定管理者は、会議終了後30日以内に議事録を作成し、公開しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、指定管理者が行うものとする。

付 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行する。

施設名 横浜市藤が丘地区センター

地区センター委員会開催状況

■第1回 センター委員会

日程	平成24年6月25日(月)9:30~11:30
場所	藤が丘地区センター 中会議室
出席者	センター委員11名、指定管理者NPO法人建物管理ネットワーク理事長、事務局長、地区センター館長、副館長、チーフコーディネーター
【議題】	・平成23年度事業報告 ・24年度運営について(事業計画)
【意見等】	・センター委員のセンターでの位置づけについて説明して下さい。 ・もう一館運営されている白山地区センターではセンター委員会はどのような形で開催されていますか。 ・センター委員が会計報告などにも目を通すのですか。 ・ニーズ対応費の使途は全体収支の中でどうなのか、去年の節電による経費節減がどのように生かされたのか。

■第2回 センター委員会

日程	平成24年10月30日(火)9:30~11:10
場所	藤が丘地区センター 中会議室
出席者	センター委員10名、指定管理者NPO法人建物管理ネットワーク理事長、事務局長、地区センター館長、副館長、チーフコーディネーター
【議題】	・利用者アンケート結果について ・子どもの居場所としての地区センターのあり方について ・センターの優先利用について申請のある2団体について審議
【意見等】	・特定のゲーム機持ち込み禁止しても、これからの変化に付いていけないのではないか ・子どもたちへの対応は他地区センターではどのようにしているのか ・放課後の子どもの居場所として、キッズクラブやはまっこふれあいスクールなどとの連携はとれているか

■第3回 センター委員会

日程	平成25年3月1日(金)9:30~11:00
場所	藤が丘地区センター 中会議室
出席者	センター委員9名、指定管理者NPO法人建物管理ネットワーク理事長、事務局長、地区センター館長、副館長、チーフコーディネーター
【議題】	・子どもたちのゲーム機持ち込みに付いて ・体育室団体利用稼働率から利用区分(個人と団体の割合)の見直しについて ・センターの優先利用について ・24年度の経過報告(実施自主事業について、ニーズ対応費使途について、スタッフ採用について)
【意見等】	・体育室の団体枠を増やすことは、一コマだけではあまり効果はないと思われるものの、地区センターで必要と考えるのならやってみたらどうでしょうか ・体育室の個人利用は、健康づくり促進のため現状を維持した方が良いと思います。 ・優先利用は、地区センターで決められたルールで認めるのが筋で、館長やセンター委員会で特例を認めると言うのはいかがなものでしょうか。行政の方で特別に必要であれば、そのような手続きを踏んで行えば良いと思います。

利用者会議開催状況

日 程	平成24年10月21日(日)9:30～
場 所	藤が丘地区センター 中小会議室
出席者	指定管理者NPO法人建物管理ネットワーク理事長、事務局長 地区センター館長、地域住民 5名 意見2
【議題】	子どもの居場所としての地区センターのあり方について (DS等の電子ゲーム機のおつかいについて)
【意見等】	・地区センターへ、ゲーム機を持ち込むことを禁止しても公園や他の場所でするだけで何も変わらない、だとすれば地区センター内でさせてやった方が良いと思う。 ・電子ゲームに会話もなく夢中になっているのは、おかしい。囲碁・将棋・オセロ・トランプ・ウノなどコミュニケーションのとれるゲームを置いてやらせてほしい。

平成24年度ニーズ対応費使途一覧

	実施内容	金額	備考
1	娯楽コーナー将棋駒セット	6,850	4月24日
2	娯楽コーナー囲碁プラ碁笥	8,220	4月25日
3	料理室食器	33,200	4月27日
4	緑のボランティア定例会賄費	692	5月8日
5	花壇苗代	5,390	5月8日
6	紛失本再購入	755	5月13日
7	七夕まつり材料費	5,368	5月16日
8	七夕まつり材料費	21,473	5月18日
9	七夕まつり材料費	5,220	5月21日
10	図書23冊購入	56,294	5月26日
11	体育室個人利用卓球ボール	5,940	5月26日
12	体育室得点板	21,598	6月1日
13	緑のボランティア定例会賄費	504	6月12日
14	図書90冊購入	82,760	6月27日
15	スプリングフェスティバル部屋利用料	11,520	6月30日
16	七夕まつり笹飾り入れ用袋	1,250	7月2日
17	緑のボランティア定例会賄費	406	7月3日
18	七夕まつり竹切り御礼	4,000	7月4日
19	図書3冊買い替え	1,800	7月4日
20	七夕まつり大竹飾りお手伝い御礼	2,268	7月5日
21	七夕まつり当日ボランティアへ御礼	8,970	7月6日
22	図書30冊購入	36,120	7月28日
23	緑のボランティア定例会賄費	582	8月9日
24	図書29冊購入	36,863	8月31日
25	緑のボランティア定例会賄費	532	9月4日
26	緑花用刈り込み挟み	3,653	10月5日
27	緑のボランティア定例会賄費	484	10月9日
28	図書45冊購入	55,679	10月27日
29	花壇花苗	6,380	11月15日
30	緑のボランティア定例会賄費	579	11月15日
31	センターまつり運営費	23,522	11月25日
32	図書20冊購入	22,848	12月1日
33	花壇苗代	10,000	12月3日
34	図書11冊購入	13,169	12月27日
35	緑のボランティア定例会賄費	473	1月8日
36	図書32冊購入	42,005	1月30日
37	娯楽コーナースタッキング椅子24脚	247,010	1月31日
38	緑のボランティア定例会賄費	514	2月5日

39	ちらしラック(備品)	44,730	2月6日
40	緑のボランティア定例会賄費	472	3月5日
41	プレイルームおもちゃ	9,055	3月6日
42	プレイルーム大型おもちゃ3台	49,615	3月8日
43	図書8冊購入	9,239	3月16日
44	中会議室会議机10台(備品)	367,500	3月22日
45	卓球台1台(備品)	115,000	3月31日
	合計	1,380,502	

平成24年度第1回センター委員会議事録

日 時 平成24年6月25日(木) 午前9時30分～11時30分

場 所 藤が丘地区センター 中会議室

出席者 センター委員：

千葉紘一様(みたけ台町内会) 野口長宏様(もえぎ野町内会)
鈴木清平様(柿の木台町内会) 飯田稔様(藤が丘1丁目町内会)
深澤眞理子様(藤が丘2丁目B自治会) 浅田治様(千草台自治会)
上田宗孝様(青葉区高齢者健康体操指導者会)
瀬之口類子様(藤が丘インターナショナルトークサロン実行委員会)
馬場現示様(男声合唱団きこり)
小笠原弘様(3WAネットワーク)
藤田恵子様(緑のボランティア 鶯籠文明様代理) 順不同

指定管理者(NPO法人建物管理ネットワーク)：

谷川理事長、蒲谷事務局長

藤が丘地区センター館長、副館長、チーフコーディネーター：

片瀬、平田、藤原

欠席者 センター委員 柴田正雄様(藤が丘2丁目A自治会) 蜂須兼次様(梅が丘自治会)

他の会合と重なったために欠席とのご連絡をいただきました。

1. 指定管理者挨拶・センター委員紹介

・指定管理者挨拶、職員紹介

谷川理事長、蒲谷事務局長より挨拶、続いて職員挨拶

・センター委員自己紹介

2. 平成24年度センター委員会会長・副会長選出

会長に鈴木清平様、副会長に深澤眞理子様が選出されました。

3. 平成23年度(第2期指定管理初年度)報告

報告：片瀬館長

資料を元に、利用状況・利用料金・ニーズ対応費使途・修繕対応・サービス向上・
苦情/提案対応について説明しました。

(1) 平成23年度利用状況(資料2P)

・利用人数と稼働率

昨年度は節電のため休館日が10日増えましたが、年間の利用者数と部屋稼働率ともに増加し、過去6年間で最も多く利用頂きました。

横浜市全体80館の地区センターと比較しても、年平均利用人数13位、体育室利用人数14位、図書利用人数11位と、大変賑わいのある状況です。

(2) 利用料収入(資料3P)

利用料収入目標額達成率は 115%と、目標額を上回る数字となっています。目標額は前年度実績がベースになっているため、今年度は東日本大震災の影響もあり達成できるか危ぶまれましたがクリアできました。

この利用料収入目標額の 1/3 をニーズ対応費として、利用者へ還元しております。

(3) H23年ニーズ対応費の使途について(資料4P)

緑化事業費・蔵書購入費・修繕費・消耗品費・備品費に使用。3万円を超えるものは備品となりますが、3万円以下は消耗品扱いで項目数としては多くなっています。

例えば、節電の昨夏は暑かったため会議室用扇風機を配備、要望の強いプレイルームフローリング床へのマット敷き、個人利用のバスケットボールなどです。体育用具は消耗が激しく、卓球のラケットなど新調して1か月で割られてしまうケースもあります。

その他主なものとして、体育室でバスケットボールの正式試合ができる様に、床バスケットコートライン引き直しを修繕費として計上。また、古くて傷みが目立つ会議机は怪我をする心配があり、新しく備品として手配し整備いたしました。

(4) 苦情・ご意見、サービスの改善等状況について(資料5P)

① 苦情・ご意見の状況と対応

・子どもたちからの意見として、カードゲームの禁止解除やフットサルをやらせてほしい旨の声がかかります。しかし、カードゲームは盗難などが無くならない、フットサルは体育室の壁の強度問題があり、引き続き認めておりません。

・オープンスペースの利用で、学習専用の部屋を用意して欲しいことについては、部屋稼働率の高い当センターでは難しいため、娯楽コーナーとの境に新たにパーティションを設置し、より学習優先コーナーらしさを出した形態で利用頂いております。また、娯楽コーナーのマナーが良くないとの意見については、関係者に注意頂いて今は改善されております。

・スタッフ/職員のマナーについては、接遇研修を実施し、例えば大人と子供など人によって態度が違ったりしないようにしています。

・作品を展示させてほしいことについて、登録団体は10月～12月の2か月間をセンター祭りの一環として発表の場がありますが、一般の方は営利目的でなければショーケースが利用できます。地域の習い事の教室からの意見でしたが、生徒が自主的に出展する形式で、9月に2週間展示する予定です。

・子どもからの指摘で、食べ物を持ち込み禁止にしたら綺麗になるとの意見がありました。個人利用での飲食は「飲食コーナー」しかできませんが、体育室は健康上の理由から水/お茶の摂取は可としています。これが済崩し的に守られていない場合があり、現場を押さえて注意する様にしています。

・個人利用で体育室でカーテンをすべて閉め照明を点灯する様な要請が出る場合があります。これについては、節電のためカーテンを開け(明るければ)消灯を基本としますが、個別の要望ベースで柔軟に対応しています。

・区役所に置いてあるパンフレットやチラシをすべて地区センターに置くのは物理的に無理。地区センターに配布された資料が不足した場合は、直ぐ区から取寄せています。

② サービスの改善について

48件の項目に取り組みました。

主なものとして

- ・東日本大震災被災地へ支援物資を送る活動スペースの提供

- ・子育て支援の無料親子遊び広場の実施
- ・定期的な緑の環境整備（ボランティア）
- ・指定管理者青年部の特別清掃
- ・指定管理者の DIY 無料講座（網戸の張替、ハウスクリーニング）
- ・エントランスに 42 インチ大画面の部屋利用表示モニター設置
- ・プレイルーム/エントランス部への季節ごとの飾り付け（ボランティア）

4. 24 年度事業計画（資料 6 P）

(1) 年度計画

別紙『平成 24 年度 藤が丘地区センター主要行事予定』を元に片瀬館長が説明。

・七夕まつりは地域の老人会、子供会が主体となって推進。今年度は男性スタッフ、職員が増えたので当地区センターから力強い応援が期待できます。

・センターまつりは、スプリングフェスティバル、作品展、ダンスフェスティバル、秋祭りからなります。（資料 7P）

秋祭りは「ヒマラヤ桜」が咲くころに楽しんで頂きたいため、第 2 土曜日から第 4 日曜日（11 月 25 日）へずらしています。

・クリスマスロビーコンサート（12 月 8 日）は、ポップス/ジャズを予定しています。

・節分会（2 月 2 日）は、「おやじの腕まくり」が主体となって開催するもので、体育室で実際に豆まきし、鬼も出てきます。

・センター委員会は従来 2 回/年の開催でしたが、3 回/年とします。最終回の 3 月 1 日は今年度（平成 24 年度）事業報告とし、その後の最初の回では新年度事業計画をテーマに時間的余裕を持たせて充実させたいと考えています。

(2) 自主事業

別紙の自主事業行事予定を元に平田副館長が説明。

年間 86 講座を予定しています。中でも

・体操系は対象層をわけ、7 講座で 30 回/年実施。地域の方々の健康づくりにお役に立てます。

・藤が丘地区センターの緑の特徴を生かして、ハーブ講座を実施。大変好評でした。

・パソコン講座が多いですが、特に今年度は 7 台のノート PC を最新機（Windows7）に一新しましたので、新しいニーズに答えられると思います。

・IT の藤が丘らしく、スマートフォンについてもイロハから教える『スマホって何？』講座を新しく企画しています。

5. その他（資料 9 P、10 P）

報告：片瀬館長

(1) 職員体制

総勢 19 名体制の中で、今年度新規採用は 11 名です。各時間帯 2 名勤務体制をとります。

(2) IT 取組み強化

自主事業用 PC は 7 台を最新機に一新しました。

HP の更改、Web 申込みシステムの更改についても取り組む考えです。

(3) その他課題等

- ・新体制になった良さが皆様に届く様な職員研修の充実を行っていきます。
- ・計画的な修繕の必要性

築 23 年を迎える建物、備品の老朽化に優先順位をつけながら、今年度も計画的に対応していきます。

平成 23 年度は 22 件で総費用 386 万円の修繕を行いました。平成 24 年度は自動ドア更新、各室入口ドアクローザの更新を予定しています。

6. 質疑応答・話し合い

上記議事について以下のような質疑応答がありました。

<p>[質問 1]</p> <p>(飯田委員) 初めて委員になったので解らないのだが、センター委員会では会計報告なども見るのですか?</p> <p>[質問に対するご意見]</p> <p>(鈴木会長) 委員の立つ位置を明確にしてもらいたいです。</p> <p>(小笠原委員) 地域の代表として、全体の事業計画に対する改善提案をすることが必要です。</p> <p>(鈴木会長) 最初の段階で説明すべきです。地域の代表としてなら『あそこはいつもいっぱいだ』との声があります。</p>	<p>[回答 1]</p> <p>(片瀬館長) 指定管理者制度でセンター委員会を設けているのは、地域の方々の目線で地域に役立っているかご意見を聞き、運営に反映させる狙いがあります。従って委員は町内会代表、利用代表に委嘱させて頂いていますが、センター委員会での会計監査はありません。指定管理者は別に会計監査を受け法人として報告しております。</p> <p>また、別に一般の方から地区センターのあり方についての意見を頂く場として利用者会議を開催する様規定されています。</p>
<p>[質問 2]</p> <p>(上田委員) 予算は指定管理者が責任をもって遂行しているとは言え、全体の中でニーズ対応費を論じないと解りません。例えば節電のコストセービングで利潤がどこに回ったか等不明です。</p>	<p>[回答 2]</p> <p>(片瀬館長) 指定管理の委託料(利用料金を含む)は定額頂いています。収支報告書は公開されていますのでこの場に提示することは問題ございません。この中から諸費用を支出しており、例えば 60 万円未満の修繕は委託料の中で賄わなければなりません。昨年の節電で改善した費用は修繕にまわすことが出来ました。</p> <p>指定管理者は利益が無い中で、現状の電力使用量はもとに戻っており、今期東電の値上げに対してどうするか問題です。</p> <p>(蒲谷事務局長) 平成 22 年度の電気料金は 300 万円、平成 23 年度は節電で 20%低減でき 70 万円の節約。しかし、平成 24 年度は電気料金 20%値上げされ、現状では 360 万円になると見込まれます。</p>

<p>[質問3]</p> <p>(小笠原委員) 節電を利用者、特に地域の方々にお願ひするとか、七夕まつりに自治会の協力を願ひするなどすれば、センター委員会が活かされるのではないのでしょうか。白山地区センターではどのように運営していますか。</p> <p>[質問に対するご意見]</p> <p>(馬場委員) 昨年にセンター委員会に1回出た後、何の連絡もなく、突然集まっても何もできません。イベントで手が足りないのであれば、センター委員会を通して、各町内会などでも協力できるのではないのでしょうか。</p> <p>センター委員会の連絡網を作っては?</p> <p>(鈴木会長) 連絡網でなく、困ったことがあれば要請を受け参加するので、書類が送られてくればよいのでは?</p> <p>(飯田委員) 町内会がありこの回数でよいです。</p> <p>(上田委員) センター委員会は事務局がおり、委員独自の連絡網は不要では?</p> <p>(浅田委員) 連絡網でなく、年間計画でどれを手伝うか話し合ったらどうでしょうか。</p>	<p>[回答3]</p> <p>(片瀬館長) 従来の様にセンター委員会が2回/年では、初回に前年度実績報告で多くの時間が割かれてしまい、十分な話し合いが難しい面があります。このため、今年度は3回/年に改善しようとしています。</p> <p>(蒲谷事務局長) 白山地区センターは委員の数が多くこともあり、センター委員会とは別に正副会長会を設けています。</p>
<p>[質問4]</p> <p>(上田委員) 健康体操を指導していて気付いたのですが、体育室の天井ファンは、上の窓だけ開けて回しても換気が効果ありますか?</p>	<p>[回答4]</p> <p>(片瀬館長) 設備業者からは排煙窓は閉め、下の窓を開けてファンを回さないと、空気が循環せず効果は薄いと言われています。</p>
<p>[質問5]</p> <p>(上田委員) 参加者が体育室のトイレに上履きのまま出入りしている場面を見かけました。現在のスリッパを運動の上履きを履いたままで、使えるカバーに変えてほしいです。</p>	<p>[回答5]</p> <p>(片瀬館長) 対応出来る物を探してみます。</p>
<p>[質問6]</p> <p>(鈴木会長) センター委員会で何を話し合っ頂きたいかを明示し、早くに出す様にしてください。</p> <p>[質問に対するご意見]</p> <p>(小笠原委員) プラス1枚、話し合っ頂きたい事項を出せばよいのでは?</p>	<p>[回答6]</p> <p>(片瀬館長) 3回/年のセンター委員会では、3回目今年度実績報告をして、次年度6月には新年度の件に集中して討議出来るようにしていきます。10月はこれまで通り11月のセンターまつり中心に討議して頂きたいと思ひます。</p>

閉会後、希望される委員の方々には当センター館内ツアーを実施し、解散いたしました。

(委員会資料) 平成24年度横浜市藤が丘地区センター委員会名簿
 藤が丘地区センター第1回センター委員会式次第と資料一式
 平成24年度藤が丘地区センター主要行事予定
 23年度体育室稼働率

平成24年度第2回センター委員会議事録

日 時 平成24年10月30日(火) 午前9時30分～11時10分

場 所 藤が丘地区センター 中会議室

出席者 センター委員：

会長 鈴木清平様(柿の木台町内会)

副会長 深澤眞理子様(藤が丘2丁目B自治会)

委員 千葉紘一様(みたけ台町内会) 野口長宏様(もえぎ野町内会)

加納武則様(千草台自治会 浅田治様代理)

上田宗孝様(青葉区高齢者健康体操指導者会)

瀬之口類子様(藤が丘インターナショナルトークサロン実行委員会)

柴田正雄様(藤が丘2丁目A自治会) 蜂須兼次様(梅が丘自治会)

小笠原弘様(3WAネットワーク)

順不同

指定管理者(NPO法人建物管理ネットワーク)：

谷川理事長、蒲谷事務局長

藤が丘地区センター館長、副館長、チーフコーディネーター：

片瀬、平田、藤原

欠席者 センター委員 馬場現示様(男声合唱団きこり) 飯田稔様(藤が丘1丁目町内会)

藤田恵子様(緑のボランティア)

欠席とのご連絡をいただきました。

1. 指定管理者挨拶

谷川理事長、蒲谷事務局長よりご挨拶。

2. 利用者アンケート結果報告

報告：片瀬館長

資料を元に、24年6月20日から7月20日に実施した利用者アンケート集計について概略説明をしました。

- ・団体、個人とも、多くの方々に利用者アンケートを記入頂きたいのですが、集計の数を確保するのに苦勞しているのが実情です。
- ・前回と同じ傾向にあり要望は少ないですが、「部屋の予約が取りにくい」(団体利用)、「学習コーナーなどがうるさい」(個人利用)などが主な意見としてあります。
- ・地区センター全体としては、団体、個人とも満足度は高いです。

3. 子どもの居場所としての地区センターのあり方について

報告：片瀬館長

資料を元に、子どもたちの電子ゲーム機(任天堂DS等)の持ち込み問題について説明し、いろいろなご意見がありましたが、センター委員会の結論として『持ち込み禁止』のご判断を頂きました。

(1) 電子ゲーム機の持ち込み問題

男子が中心ですが、個人あるいは数人で輪になって同じゲームをネットワーク化して会話も無く夢中でやっています。地区センターではカードゲームの持込みは問題あって禁止した経緯がありますが、カードゲーム以上に、高価なおもちゃを貸し借りし喧嘩騒動を起こす、ちょっと置いておいたら無くなって中のソフトを抜かれたゲーム機本体が厚木警察から連絡あったり^{補足}など問題が起きています。ゲーム機本体や装着式のソフトは持主の手を離れると誰のものか判らないこともあり、これらの訴えは頻繁では無いが後を絶たず地区センターでの対応は極めて難しい。そこで、トランプやマンガ本など地区センターで子どもたちに新たに貸し出せる物を強化し、子どもの居場所も配慮した上で、個人所有の遊び道具の持ち込みを禁止することを考えております。

(補足) ゲーム機本体に名前が書いてあり、持主の判別ができた稀なケースです。

(2) 方向性の出し方について

これまでに地区センターの掲示やチラシの地域回覧で、地区センターの考えはお伝えしてきました。その間、お電話やご来館等で地域の皆様のご意見を広く募りましたが、実際にはお三人の方からだけ貴重なご意見を頂いております。また、10月21日には利用者会議を開催し、集まって頂ける方の意見交換の場を設けましたが、ご出席者はおられませんでした。今後、本日のセンター委員会で方向を決め、地域に報告のチラシを回覧させて頂く予定です。平成25年1月または25年度初(平成25年4月)から、決まった方向で対応してまいります。

4. センターまつりについて

11月25日(日)10:00から15:00に、毎年恒例の『藤が丘地区センターまつり』を開催します。チラシにあります様に、今年は全館挙げてご家族で楽しめる、新しい趣向の催しを数多く企画しています。

1Fホールのミニコンサートでは、先の全国大会で銀賞を受賞された 緑ヶ丘中学校合唱部の皆さんに出演頂く予定です。

5. 今後のセンターの行事について

自主事業は後期いろいろ推進中ですが、主な行事の予定として

- ・センターまつりダンスパーティー 11月10日
- ・センターまつり 11月25日
- ・ハウスクリーニング講座 12月5日
- ・クリスマスの集い 12月8日
- ・クリスマスロビーコンサート 12月8日
- ・節分会 25年2月2日

があり、2月以降はスプリングフェスティバルの準備に入ります。

6. 地区センターの優先利用について

報告：片瀬館長

会議開催のご案内にはありませんが、センター委員会のご判断を仰ぐ議案として次回では間に合いませんので急遽取り上げさせて頂きました。

地区センターの優先利用は、横浜市(青葉区)主催の事業、公共機関・公的団体の利用、横浜市(青葉区)が共催・後援する団体利用で市(区)が必要性を認めたもの、センター自主事業から立ち上がった事後グループ(6回まで)、地区センターと地域の協力事業などでセンターが

(センター委員会)が適当と判断した地域事業とがあります。

利用者アンケートで、一般の団体利用が「部屋の予約が取りにくい」とのご意見がある中、今回新たな下記2件について、優先利用の可否をご審議いただき、**センター委員会の結論として『(1)は優先利用、(2)は一般利用』**とのご判断を頂きました。

(1) あおば学校支援ネットワーク

これまで青葉区共働事業として、『おばけやしき』活動を3年間藤が丘地区センターを拠点に開催してきました。25年度からは協働事業ではなくなりますが青葉学校支援ネットワークとしては、引続き藤が丘地区センターでのおばけやしき開催を希望されています。

(2) もえぎ野子ども将棋教室

森内プロ(名人)と将棋連盟講師が地域の子どものために開催する将棋教室で、4月から一般利用として毎週土曜日にミーティングルーム1をご利用頂いています。参加者も熱心で、技量だけでなくマナーもきちんと身につけさせている将棋教室です。区の考えでは優先利用というよりむしろ自主事業として開催する方が内容に合っているのではないかとコメントを頂いています。

7. その他

次回は3月に開催予定です。

8. 質疑応答・話し合い

上記議事について以下のような話し合い、質疑応答がありました。

(子どもの居場所としての地区センターのあり方について)

[ご意見、質問]	[回答]
<p>(蜂須委員)</p> <p>電子ゲーム機は喧嘩・トラブルの要因で、妬みなどからいじめの原因になる。教育的にも良くないので、持込み禁止にすべきです。</p>	
<p>(小笠原委員)</p> <p>スマホ、タブレットなどでもゲームができる。電子ゲーム機を持込み禁止にしても、次々に新しい端末が出現し、機種の特定は難しいのではないのでしょうか。</p>	
<p>(加納代理)</p> <p>図書コーナーに子どもたちがたむろし騒いでも、誰も注意していない様だ。対策は現場の館長にお任せしたら良いのでは。</p> <p>放課後に共働きの学童を預かるキッズクラブがあるが、そことの連携はとれていますか。</p>	<p>(片瀬館長)</p> <p>キッズクラブは高学年になると行かない傾向がある様です。また、地区センターは児童館としての役割もありますが、指導員はいないため基本的にキッズクラブとは異なります。キッズクラブ、はまっことは連携しておりません。</p>

[ご意見、質問]

(千葉委員)

カードゲームの場合、レアなカードが業者へ渡ると 8000 円の高値になるので、盗難も起こる。

電車で大人は一斉に携帯・スマホをいじっており、親から教育すべきと思います。

他の地区センターはどうでしょうか。他の館長の意見も聞いて参考にしてはどうでしょうか。

(野口委員)

禁止にすると、子どもたちは外の何処かでやるでしょう。電車などで多数の大人が携帯、スマホに夢中な状況で、子どもたちにダメと押さえつけるのは反対です。

(柴田委員)

我々の世代では電子ゲーム機の内容が解らないが、地区センターの管理責任もあり持込禁止にした方が良い。

(瀬之口委員)

持込は禁止にした方が良い。親、企業が子ども中心の中で、やってはダメな場所はダメとはっきり打ち出すべきです。スタッフも目を光らせてチェックして欲しい。

(上田委員)

横浜市の地区センター設立方針に抵触しなければ、持込禁止にした方が良い。持込禁止の線引きを明確化しないと済崩しになってくる。但し、「盗難の恐れ」など、誰もが認める理由づけが要ると思います。

(鈴木会長)

実際に問題が出ているので、教育論からではなく、持込禁止の方向で地区センターとしての方針を出すことにいたします。

[回答]

(片瀬館長)

館長会は年に 2、3 回ありますが、この件については話し合っていない。

今後、参考のため他の地区センターの様子も伺ってみます。

(地区センターの優先利用について)

[ご意見、質問]	[回答]
<p>(蜂須委員) 子どもたちに将棋を拓げる教育的配慮をする必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>(千葉委員) 何とも言えない。子どものためになるのなら良いと思えますが。</p> <p>(野口委員) 一般利用団体から「部屋がとれない」という声は大きい。毎週土曜日を優先利用にしてしまうのは影響が大きいのでは。有名人が特別扱いされると、今後また出現するかもしれません。</p> <p>(加納委員) 将棋の優先利用を1回/月に抑えてはどうでしょうか。</p> <p>(小笠原委員) 優先利用プラス自主事業の組合せで運営してもらってはどうか。</p> <p>(上田委員) 自主事業とするにしても公平性が必要と思う。会費がある程度高ければ、営利的とみることもできるのでは。</p> <p>(鈴木会長) 将棋は利益団体なので優先利用は認めず、今まで通りの扱いとします。 あおば学校支援ネットワークは公共性が高く、長期に頻繁に使うわけでもないの、優先利用を認めたいと思います。</p>	

(委員会資料) センター委員会開催案内

24年度藤が丘地区センター利用者アンケート集計

電子ゲーム機持込み問題に関する資料

・ご意見を募るチラシ・寄せられたご意見(2件)

藤が丘地区センターまつりチラシ

地区センターのこれからの予定

平成24年度第3回センター委員会議事録

日 時 平成25年3月1日(金) 午前9時30分～11時00分

場 所 藤が丘地区センター 中会議室

出席者 センター委員：

会長 鈴木清平様(柿の木台町内会)

副会長 深澤真理子様(藤が丘2丁目B自治会)

委員 千葉紘一様(みたけ台町内会)

野口長宏様(もえぎ野町内会)

柴田正雄様(藤が丘2丁目A自治会)

蜂須兼次様(梅が丘自治会)

浅田治様(千草台自治会)

小笠原弘様(3WAネットワーク)

馬場現示様(男声合唱団きこり)

順不同

指定管理者(NPO法人建物管理ネットワーク)：

谷川理事長、蒲谷事務局長

藤が丘地区センター館長、副館長、チーフコーディネーター：

片瀬、平田、藤原

欠席者 センター委員 飯田稔様(藤が丘1丁目町内会)

上田宗孝様(青葉区高齢者健康体操指導者会)

瀬之口類子様(藤が丘インターナショナルトークサロン実行委員会)

藤田恵子様(緑のボランティア)

欠席とのご連絡をいただきました。

1. 指定管理者挨拶

谷川理事長より挨拶。

2. 第2回で話し合っていた子どもたちのゲーム機について

報告：片瀬館長

第2回センター委員会でいろいろなご意見がありましたが、方向性としては『持ち込み禁止』のご判断を頂きました。

しかしその後、館長会で他の施設の対応状況を伺ったところ、

- ・困っている状況は同じ。
- ・目に余るときには職員・スタッフが注意しているが、持ち込み禁止にはしていない。
- ・館内の持ち込み禁止だけでは周辺の状況は変わらない。

とのことでした。

そこで、再度慎重に検討した結果、

- ① ゲーム機本体やソフトが自分の所有物であることを明示する。
- ② ソフトは山のように持ってくるのではなく、必要なものだけにする。

二つを条件に、許可することにしましたのでご報告致します。

3. 第1回でご報告した体育室の利用区分変更について

報告：片瀬館長

体育室の団体利用稼働率は、23年度から24年度にかけて平均でも90%を超えています。

現在の体育室の利用区分として、午前中はリタイヤされた方々、子育てを終えた主婦などの方が多い団体利用、午後3時から6時までは学校を終えた子供たちの個人利用を想定した上で、個人利用時間帯をコマ数全体の半分超としています。

横浜市の規定では、団体利用の稼働率が90%を超えたとき団体利用の区分を増やしてもよいことになっていますが、青葉区の所管からは団体利用の区分を増やしても稼働率が下がるのであれば意味が無いと言われていています。現在の状況では、団体利用の区分を増やしても体育室が3分割されていることを考えると100%稼働するとは考えにくいと思われませんが、2年連続の状況ですのでこのまま検討しないわけにはいきません。一コマ増やすとすれば水曜日の12時から15時の時間帯を団体利用にするのが妥当と思いますが、皆様のご意見を伺いたい。

4. 第2回で話し合った頂いた優先利用について（子ども将棋教室）

報告：片瀬館長

もえぎ野将棋教室は、将棋連盟の講師3名が指導、森内名人も毎回顔を出されています。現在は優先利用として月1回、応答月抽選に2回分申込み、後は一般利用として2回分を申込み、月4回の利用をしています。

先般、青葉区役所から、藤が丘地区センターで優先利用を月2回にし、残りをみたけ台コミュニティハウスで分けて開催する旨の要請がありました。本件については、第2回センター委員会にてご議論頂き、『有料の教室であること、有名人ということだけでは認められない』との結論でしたが、行政の考えを受けて再度検討して頂きたく、ご意見をお願い致します。

5. 24年度の経過報告

報告：片瀬館長

(1) 自主事業について

今年の節分会は非常に好評で、子ども275人、大人と合わせ400人以上の参加がありました。青葉区広報だけでは無く町内会の掲示版やチラシ回覧させて頂いた結果、これほどの参加人数になったと思われれます。

自主事業は、そろそろ見直しが必要な時期にあると考えております。子育て関係の他にも、地域の意見を取り入れた事業を展開したいと思っておりますのでアドバイス頂ければ幸いです。

(2) 24年度ニーズ対応費使途について

部屋利用料金約410万円の3分の1がニーズ対応費として皆様に還元されますので今年は備品に多く利用させていただきました。

- ・ 娯楽コーナーの椅子24脚を全て入替え。
- ・ 中会議室の机10台を交換予定。
- ・ 図書購入を当初の25万円から35万円に増加。
- ・ 緑化費の実績が少ないのは、高橋園芸店と緑のボランティアの協力で、苗代に殆ど費用がかかっていないからです。今年は、剪定を横浜市緑化事業で行うことができましたが、来年度は横浜市に予算無く指定管理者が行うこととなりますので、費用は増える見通しです。緑のボランティアのおかげで、青葉区の中で一番緑が多い地区センターですが皆様から美し

いと言われていました。

(3) 25年度スタッフ採用について

去年はスタッフ総入れ替えだった為、青葉区広報に募集掲載しましたが、今年は4人なので地域回覧だけお願いしました。それでも35人もの応募があり、最終的に図書担当2名、受付担当3名を採用致しました。有難うございました。

6. その他

来年度のセンター委員については、引き続きお願いしたいところですが、町内会では役員交代がございましたら後任の方の推薦をよろしくお願いいたします。

7. 質疑応答・話し合い

上記議事について以下のような話し合い、質疑応答がありました。

(第1回でご報告した体育室の利用区分変更について)

<p>[ご意見、質問]</p> <p>(千葉委員)</p> <p>難しい問題。個人の方から利用の予約がとれないという話も聞きます。運営のことなので、地区センターの案でやってみたらどうでしょうか。</p> <p>(蜂須委員)</p> <p>水曜日の午後①が個人利用となっているが、誰が利用するのですか？</p> <p>(柴田委員)</p> <p>利用人数という面ではどうですか？</p> <p>(野口委員)</p> <p>館長の考えで一度やってみてはどうでしょうか。</p> <p>(柴田委員)</p> <p>団体利用で体育室全面が10名ではもったいない。ある程度、面積に対して新たに利用人数の下限を設けてはどうでしょうか。</p> <p>(浅田代理)</p> <p>私は体育室を団体で利用させてもらっています。私の場合は卓球でA面を20人で使用していますが、バスケなど10人の団体でも当日の利用は5人</p>	<p>[回答]</p> <p>(片瀬館長)</p> <p>一般の個人の方が、利用しているケースが多いです。</p> <p>[回答]</p> <p>(片瀬館長)</p> <p>体育室全面での団体利用は最低10人以上から。個人利用は、卓球が6台(12人)、他にバドミントン1面、バスケのシュートゴール3ヶ所使えるので、人数としては多くなります。但し、水曜日の午後①の個人利用では、子どもたちが居ない分バスケが少なくなります。</p>
--	--

のケースもあり、もったいない感じです。しかし利用申込時に実際の利用人数は制約できない。体育館はどこも予約が取り難く、スポーツセンターは抽選後の予約がインターネットで早い者勝ちで競争が激しい。地区センターで団体利用を増やして頂くのは有難いが、取り難い状況は変わらないと思います。

(小笠原委員)

誰もが個人的に利用できる環境が必要と思います。個人利用の区分を減らさず、現状で良いのではないのでしょうか。

(千葉委員)

実際の運営に携わっていないセンター委員の意見よりも、地区センターのやり易い様にやった方が良いと思います。

(鈴木会長)

水曜日は幼稚園が早帰りなので、午後①の個人利用が必要かもしれない。私は体育室を利用して無いので、地区センターの意向に沿ってやった方が良いと思います。

(第2回で話し合った頂いた優先利用について (子ども将棋教室))

[ご意見、質問]

(小笠原委員)

青葉区が将棋を広めたい意向と思われ、地区センターが協力するのは自然で、良いことではないでしょうか。

(鈴木会長)

役所が言ってきたからというのでは無く、地域が良くなるポイントが要ると思います。子どもの情操教育にはなるとは理解します。

月謝を徴収していると聞いていますが？

(馬場委員)

子どもの情操教育には良いと思いますが、古くからの団体が自分のところも優先的な利用にして欲しいと言いださないか心配です。

(浅田代理)

これは学習塾と同じではないでしょうか。将棋教室だけを特別扱いするのは疑問です。

(蜂須委員)

今年、子どもたちとシニアで将棋大会をりましたが、参加は子どもたちの方が多かった。子どもたちのために、地区センターを開放して欲しいです。

(野口委員)

子どもたちのために良いのは解るが、将棋だけというのが気になります。将棋連盟が言ってきたから特別扱いすると、後からいろいろ問題が出てくる気がします。

(鈴木会長)

この決定責任はセンター委員会で無く、区の指示

[回答]

(片瀬館長)

毎週開催の参加費は3千円～5千円/月で、子どものレベルによって違う様です。将棋連盟から毎回3名の講師が派遣されています。運営の詳細は聴いていませんが交通費が出ているとしても、森内名人に相応の謝礼は出ていないと思います。

であることを明確化しておく必要があります。

(野口委員)

たまたま将棋は積極的に働きかけたからで、囲碁やチェスなどにも声をかけてみたらどうでしょうか。各町内会にも連絡して広く捉える必要があると思います。

(千葉委員)

青葉区で以前に講習会をやった流れで、これから広げるのだと思います。しかし、特定の団体を特別扱いするのはどうなのでしょう。特例を設けると済し崩しになるのでは。

優先利用は月1回の明確なルールがあり、月2回の特例を行政サイドで言ってきた訳で、地区センターでは判断できない。青葉区全体に特例を広げるのか等を館長会などで説明頂く様に行政へ要望してはどうでしょうか。

(鈴木会長)

特例は一定期間なのか。いったん認めると継続するのではないのでしょうか。

(野口委員)

優先利用は月1回とし、残りは3カ月単位で館長の裁量で認めることにしてはどうでしょう。

(千葉委員)

青葉区として全体的にどうしたいか、ルールを作って明確にすべきです。

(柴田委員)

青葉区が責任をもつこと。やるのなら区の教育機関で方向付けしたものを残すこと。館長の裁量と言うわけにはいかないと思います。

(浅田代理)

上から言われてやるのは良くない。
森内名人が言ったからやるのは疑問です。

(馬場委員)

第三者が側から見ると子どもたちのための様に思

[回答]

(片瀬館長)

優先利用、利用料金の減免は1年間であり、この件も25年度限りとなり、年度ごとに利用申請書を出してもらうこととなります。尚、本件の4月分の優先はありません。

<p>えるが、利用している団体からみると不公平感がある。月1回は区の中の施設持ち回りでやることも考えたらどうでしょうか。</p> <p>(小笠原委員)</p> <p>決定は管理者サイドにあります。</p> <p>(鈴木会長)</p> <p>本件は難しく、センター委員会で白黒つけてOKという話ではない。行政の方向付けがあればやり易いのですが。</p>	<p>[回答]</p> <p>(片瀬館長)</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。行政の方にも考えていただきます。</p>
---	---

(その他)

<p>[ご意見、質問]</p> <p>(馬場委員)</p> <p>インターネットでの利用抽選申込みは、青葉区在住が優先されるのでしょうか？</p> <p>優先される場合はどんなケースですか？</p> <p>藤が丘地区センターはスタッフ、職員の挨拶、接客対応が非常によい。緑区では威張っているところさえあります。これは上に立つ者、館長の日頃のご指導によるものだと思います。</p>	<p>[回答]</p> <p>(片瀬館長)</p> <p>平等な扱いです。その結果、奈良地区センターは東京、美しが丘西地区センターは川崎、藤が丘地区センターは宮前あたりの方々が結構おられます。</p> <p>2ヶ月先(応答月)の抽選では、中小会議室や和室を分割せずに利用する団体が優先されます。これは講演会など講師を招いて開催する場合にはかなりの余裕を持たないと実施できないからです。また、特定の部屋の備品(ピアノや七宝窯)がなければ出来ない団体は優先されます。</p>
---	---

(委員会資料)

- 体育室団体利用稼働率
- 体育室利用区分
- 平成24年度自主事業報告
- 平成24年度ニーズ対応費使途

以上

横浜市藤が丘地区センター経理規程

制 定 平成18年3月3日

改 定 平成23年4月1日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人建物管理ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が横浜市から指定管理者の指定を受けた横浜市藤が丘地区センター（以下「センター」という。）の経理の基準を定め、財務管理及び予算を適正に執行することを目的とする。

(会計処理の基準)

第2条 センターの会計は、その事業活動及び財政状態を明らかにするために、会計処理を行うものとし、複式簿記の原則により、正確かつ明瞭に記録し、計算しなければならない。

2 センターの会計に関しては、法令及び特定非営利活動法人建物管理ネットワーク定款（以下「定款」という。）に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(経理事務の範囲)

第3条 この規程において、経理事務とは次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (3) 金銭の管理に関する事項
- (4) 契約に関する事項
- (5) 債権債務の管理に関する事項
- (6) 物品等の管理に関する事項
- (7) 寄付の受納に関する事項
- (8) 税務に関する事項

(会計年度)

第4条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(年度所属区分)

第5条 センターの収入及び支出の年度所属区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。ただし、これにより難い場合は、その原因である事実を確認した日の属する会計年度とする。

2 前項の規定にかかわらず、光熱水費等その原因である事実の発生した期間が2年度にわたるときは、支払日の属する会計年度とする。

(会計職員)

第6条 ネットワークは、第3条に規定する経理事務を行うため、次の各号に掲げる会計職員を置く。

- (1) 会計責任者
 - (2) 出納責任者
 - (3) 経理担当職員
- 2 会計責任者は、理事長が指名するネットワーク理事（以下「担当理事」という。）をもって充て、第3条に規定するすべての事務を統括する。
- 3 出納責任者は、センター館長（以下「館長」という。）をもって充て、会計責任者の命を受けて、金銭の出納及び保管並びに物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。
- 4 経理担当職員は、ネットワークにおいては理事長の指名した事務局職員、センターにあっては副館長とし、会計責任者及び出納責任者の命を受けて、その事務のうち自己の所管にかかわる金銭の出納及び保管並びに物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。

第2章 予算

（予算の基準）

- 第7条 センターの予算は、事業計画の確立と事業の円滑な運営を図る目的をもって、収入予算については、収入を適正かつ厳正に確保するとともに、支出予算については、最少の経費でその目的を達成し、かつその効果を発揮するように努めなければならない。
- 2 センターの収入及び支出は、すべてこれを予算に計上しなければならない。

（予算の編成）

- 第8条 理事長は、毎会計年度ごとに予算を作成し、総会の議決を得なければならない。

（補正予算）

- 第9条 予算の成立後に生じた理由により、予算に変更を加える必要があるときは、理事長は補正予算を作成し、理事会の議決を得なければならない。

（予算の執行及び流用）

- 第10条 予算の執行は、予算の範囲内で行う。ただし、収入についてはこの限りでない。
- 2 理事長は執行上やむを得ない場合に限り、青葉区長（以下「区長」という。）との協議を経て、予算を流用することができるものとする。

（収入予算の執行）

- 第11条 収入予算の執行をするときは、収入伝票をもって決裁を受けなければならない。

（支出予算の執行）

- 第12条 支出予算の執行をするときは、あらかじめ支出伺書をもって、決裁を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 給与及び賃金（ネットワーク就業規則第24条に規定するものをいう。）
 - (2) 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び労災保険料）

- (3) 旅費
 - (4) 光熱水費、電話代等の公共料金で銀行口座等からの自動引き落とし手続きをした経費の支出。
 - (5) 第26条第2項に規定する小口現金により、支出するとき。
- 2 支出伺には、見積書を添付しなければならない。
 - 3 前項において、契約の性質上、見積書を添付することが適当でない場合には、その支出の内容を説明する資料を添付しなければならない。
 - 4 支出伺の首標金額を訂正するときは、出納責任者が訂正し、押印しなければならない。
 - 5 支出伺には、支出予算を差し引いたことを示す支出伺ナンバーを記録しなければならない。

第3章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第13条 勘定科目は別に定める。

(帳簿及び伝票)

第14条 ネットワークは、次の各号に掲げる会計帳簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。

(1) 主要簿

- ア 本部総括元帳
- イ 仕分伝票

(2) 補助簿

- ア 利用料収入簿
- イ 雑収入簿
- ウ 自主事業元帳
- エ 事務費・ニーズ対応費予算差引簿
- オ 補助仕分伝票

第4章 出納

(会計処理)

第15条 会計の取扱いは、帳簿会計方式とする。

- 2 すべての取引の帳簿整理は、伝票によって行うものとし、補助簿に記載する場合も伝票に基づいて行うものとする。
- 3 発行する伝票には証拠書類を添付し、出納責任者の承認印を受けなければならない。

(取引金融機関)

第16条 金融機関との取引を開始し、又は終了しようとするときは、会計責任者の承認を得なければならない。

(収入の扱い)

第 17 条 金銭の収納は、収入に係わる関係書類に基づいて行わなければならない。

2 収納した金銭は速やかに、金融機関に預け入れなければならない。

(戻入の扱い)

第 18 条 支出の過誤払となった金銭又は返納金及び前金払いの残額は、その支出を行った科目に戻入しなければならない。

(支出の原則)

第 19 条 支出はネットワークの債務が確定し、支払義務が発生した後に、正当な債権者のために行うものとする。ただし、第 25 条の規定による前金払をしようとする場合はこの限りでない。

(支出の扱い)

第 20 条 金銭の支払は、当該経費の支出に係わる執行伺、支出伺書、債権者の請求書その他支出の根拠を証する書類等に基づいて行わなければならない。

2 出納責任者は、前項の書類を照合、審査し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確認した上で金銭の支払を行わなければならない。

3 金銭の支払方法は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として債権者の預金口座への振込みにより行うものとする。

(1) 第 26 条に規定する小口現金をもって支払う経費

(2) 慣習上現金をもって支払うこととされている経費

(請求書)

第 21 条 前条第 1 項に規定する請求書には、債権者に次の各号に掲げる事項を明瞭に記載させなければならない。

(1) 請求金額、その内容及び算出基礎

(2) 債権者の住所及び氏名

(3) 請求年月日及び請求印

2 前項第 3 号に規定する請求印は、契約書及び見積書と同一の印でなければならない。ただし、第 12 条第 2 項の各号に規定するものについては、この限りでない。

3 請求書の請求金額以外の記載事項については、請求印をもって訂正することができる。

(支払理由書等)

第 22 条 前条に規定する請求書を債権者に提出させることが困難なものについては、支払理由書をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する支払理由書には、金額、算出基礎、支払事由、債権者住所氏名等を明記し、出納責任者が記名押印をしなければならない。

3 第20条から第22条第1項規定にかかわらず、次に掲げるものについては、請求書に代えるものとする。

- (1) 給与及び社会保険料については、支払内訳書
- (2) 旅費については、出張簿の写し又は旅費請求内訳書
- (3) 第27条に規定する自動口座振替払を行うときは、公共料金事業者からの検針票、口座振替払通知書及びこれらに準ずるもの

(領収書の徴収)

第23条 金銭の支払を行った場合は、請求書と同一の記名押印又は署名のある領収書を徴さなければならぬ。ただし、第20条第3項に規定する口座振込みによる支払を行った場合は、取扱金融機関の受領書をもって債権者の領収書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、祝金、見舞金、香華料等やむを得ない理由により、領収書を徴することができないものは、その支払が正当であることを証明した支払証明書によって領収書に代えることができる。

3 前項に規定する支払証明書には、支払金額、支払理由、支払先及び支払年月日等を明記し、出納責任者の確認印を受けなければならない。

4 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、領収書又は領収印に代えるものとする。

- (1) 第26条に規定する小口現金による支払については、レジスターによって発行される金銭の領収事実を証明する書類
- (2) 第27条に規定する自動口座振替払については、公共料金事業者からの口座振替払済通知書及びこれに準ずるもの

(戻出の扱い)

第24条 収入の過誤納となった金銭は、その収入を行った科目から戻出しなければならない。

(前金払)

第25条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 機器リース料及び委託費のうち前金払を必要とする経費
- (2) その他会計責任者が特に必要と認める経費

(小口現金)

第26条 会計責任者は、小口の経費支出に充てるため、出納責任者に10万円を限度として、現金を保管させることができる。

2 小口現金は、1件2万円を限度額として、第20条第1項に規定する支出の扱いによりがたい経費の支出に充てることができる。ただし、祝金、見舞金、香華料の限度額については、この限りでない。

3 第20条から第23条までの規定にかかわらず、前項の支払については、支払先からの領収書又は支払を証明する書類のみを徴することとする。この場合において、領収書又は支払を証明する書類は、その支払内訳を明らかにしなければならない。

- 4 出納責任者は、小口現金受払簿を備えて小口現金の受払を明らかにしておかなければならない。
- 5 出納責任者は、小口現金とその他の現金とを混同してはならない。

(自動口座振替払)

- 第 27 条 第 19 条及び第 20 条の規定にかかわらず、公共料金の支払については、自動口座振替払を行うことができる。
- 2 公共料金事業者及び取引金融機関に自動口座振替払を申込みときは、会計責任者の承認を受けなければならない。
 - 3 出納責任者は、自動口座振替払を行う公共料金事業者から検針票、口座振替払通知書及びこれらに準ずるものが送付されたときは、速やかに仕訳伝票を起票しなければならない。

第 5 章 契 約

(契約の原則)

- 第 28 条 センターにおける売買、賃貸、請負その他の契約（以下「契約」という。）に関しては、法令、規則、規程又は予算の定めるところに従い、理事長が締結しなければならない。
- 2 契約の期間は当該年度をこえて契約することができない。ただし、その性質上会計年度をこえざるを得ないときはこの限りでない。

(契約の締結方法)

- 第 29 条 契約を締結しようとするときは、契約に必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
- (1) 1 件 10 万円未満の契約をする場合
 - (2) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
 - (3) ネットワークが自らの予算提案額に基づいて、ネットワーク会員がその構成員の大部分を占める団体に業務を行わせるとき。
 - (4) 災害の発生などにより、緊急を要するとき。

(契約書の作成)

- 第 30 条 理事長は、契約の相手方が決定したときは、契約書を作成し、契約の目的、契約金額及び履行期限等に関するほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項については、この限りでない。
- (1) 契約履行の場所
 - (2) 契約期間
 - (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (4) 前金払及び部分払の方法
 - (5) 監査及び検査
 - (6) 契約に関する紛争の解決方法
 - (7) その他必要な事項

2 前項の規定により、契約書を作成するときは、理事長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の省略)

第31条 前条第1項の規定にかかわらず、契約金額が100万円未満の契約をするときは、契約書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、契約履行に必要な要件を記載した見積書、請書その他これに準ずる書類を徴しなければならない。

(検査)

第32条 理事長は、請負契約、物品の買入等の契約について履行の届出があったときは、職員に検査を行わせるものとする。

第6章 決算

(決算)

第33条 理事長は、会計年度末において決算整理をし、年度終了後速やかに次に掲げる書類を作成し、ネットワーク監事の監査を経て総会の承認を受け、2か月以内に区長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照書
- (3) 収支計算書

第7章 物品等の管理

(物品の分類)

第34条 物品は、次の各号に掲げる区分により、分類しなければならない。

- (1) 備品 定価が30,000円以上のもので、かつ耐用年数が1年以上のもの。ただし、図書については定価が8,000円以上のもの。
- (2) 消耗品 前項に掲げる物品の分類に属さないもの。

2 前項の規定にかかわらず、区との協定書等で別段の定めがある場合は、その例による。

(現物管理)

第35条 出納責任者は、備品台帳等を備え備品の出納に関する事実を記載しなければならない。ただし、センターの図書については、別に管理する。

2 出納責任者は、郵便切手及びはがきの管理については、受払簿を備えてその受払いを明らかにしなければならない。

(寄付の受納)

第 36 条 出納責任者は、金銭及び物品の寄付の申込みがあったときは、次の事項を記載した調書を作成し、伺書をもって理事長の承認を受けなければならない。

- (1) 寄付者の住所及び氏名
- (2) 金額又は物品の品名、数量
- (3) 受け入れについての意見

第 8 章 税 務

(税務の範囲)

第 37 条 本章において税務とは、センターの税金の申告及び納付に関する業務をいう。

(税務の原則)

第 38 条 税務は、税務関係法令を適正に解釈適用し、適正な納税額の申告及び納税を行うものとする。
税務に関する会計その他の処理については、専門の資格を有する者に依頼することができるものとする。

(補 則)

第 39 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

就業規則

平成 24 年 4 月

特定非営利活動法人建物管理ネットワーク

目 次

はじめに

第1章 総則..... 1

- 第 1条 (目的)
- 第 2条 (適用範囲)
- 第 3条 (規則の遵守)

第2章 採用、異動等..... 1

- 第 4条 (採用手続)
- 第 5条 (採用時の提出書類)
- 第 6条 (試用期間)
- 第 7条 (労働契約の期間等)
- 第 8条 (労働条件の明示)
- 第 9条 (人事異動)
- 第10条 (休職)

第3章 服務規律..... 3

- 第11条 (服務)
- 第12条 (遵守事項)
- 第13条 (セクシュアルハラスメントの禁止)
- 第14条 (個人情報保護)
- 第15条 (始業及び終業時刻の記録)
- 第16条 (遅刻、早退、欠勤等)

第4章 労働時間、休憩及び休日..... 4

- 第17条 (労働時間及び休憩時間)
- 第18条 (休日)
- 第19条 (時間外及び休日労働等)

第5章 休暇等..... 6

- 第20条 (年次有給休暇)

第21条 (産前産後の休業)	
第22条 (母性健康管理の措置)	
第23条 (育児時間及び生理休暇)	
第24条 (育児・介護休業、子の看護休暇等)	
第25条 (慶弔休暇)	
第26条 (裁判員等のための休暇)	
第6章 賃金	8
第27条 (賃金)	
第7章 定年、退職及び解雇	8
第28条 (定年等)	
第29条 (退職)	
第30条 (解雇)	
第8章 安全衛生及び災害補償	10
第31条 (遵守事項)	
第32条 (健康診断)	
第33条 (健康管理上の個人情報の取扱い)	
第34条 (安全衛生教育)	
第35条 (災害補償)	
第9章 職業訓練	11
第36条 (教育訓練)	
第10章 表彰及び制裁	11
第37条 (表彰)	
第38条 (懲戒の種類)	
第39条 (懲戒の事由)	
第11章 慶弔給付規定	13
第40条 (慶弔給付)	

附 則	13
別紙 慶弔給付基準表	14

就 業 規 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（以下「労基法」という。）第89条に基づき、特定非営利活動法人建物管理ネットワーク（以下「会社」という。）の従業員（以下「社員」という。）の就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則に定めた事項のほか、就業に関する事項については、労基法その他の法令の定めによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、特定非営利活動法人建物管理ネットワークの社員に適用する。

2 パートタイム従業員の就業に関する事項については、別に定めるところによる。

3 前項については、別に定める規則に定めのない事項は、この規則を適用する。

(規則の遵守)

第3条 会社は、この規則に定める労働条件により、社員に就業させる義務を負う。また、社員は、この規則を遵守しなければならない。

第2章 採用、異動等

(採用手続)

第4条 会社は、入社を希望する者の中から選考試験を行い、これに合格した者を採用する。

(採用時の提出書類)

第5条 社員として採用された者は、採用された日から2週間以内に次の書類を提出しなければならない。

- ① 履歴書
- ② 住民票記載事項証明書
- ③ 誓約書

- ④ 通勤届
 - ⑤ 源泉徴収票（前事業所から交付されたもの）
 - ⑥ 給与所得者の扶養控除申請書、健康保険扶養控除者異動届
 - ⑦ 厚生年金手帳（被保険者証）
 - ⑧ 雇用保険被保険者証
 - ⑨ その他会社が指定するもの
- 2 前項の定めにより提出した書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面で会社に変更事項を届け出なければならない。

（試用期間）

- 第6条** 社員として新たに採用した者については、採用した日から3か月間を試用期間とする。
- 2 前項について、会社が特に認めたときは、この期間を短縮し、又は設けないことがある。
- 3 試用期間中に社員として不適格と認めた者は、解雇することがある。ただし、入社後14日を経過した者については、第30条第2項に定める手続によって行う。
- 4 試用期間は、勤続年数に通算する。

（労働契約の期間等）

- 第7条** 会社は、採用する労働者の労働契約期間は1年とする。
- 2 前項の場合において、当該労働契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を別紙の雇入通知書で示す。
- 3 当該契約について更新する場合又はしない場合の判断の基準は、以下の事項とする。
- ① 契約期間満了時の業務量により判断する。
 - ② 当該労働者の勤務成績、態度により判断する。
 - ③ 当該労働者の能力により判断する。
 - ④ 会社の経営状況により判断する。
 - ⑤ 従事している業務の進捗状況により判断する。
- 4 前項に規程にかかわらず、会社が契約している業務の契約期間が満了する日を持って、労働契約は更新しない。

（労働条件の明示）

- 第8条** 会社は、社員を採用するとき、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を記した雇入通知書及びこの規則を交付して労働条件を明示するものとする。

(人事異動)

第9条 会社は、業務上必要がある場合に、従業員に対して就業する場所及び従事する業務の変更を命ずることがある。

2 前項の場合、社員は正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(休職)

第10条 社員が、次のいずれかに該当するときは、所定の期間休職とする。

① 業務外の傷病による欠勤が1か月を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できないとき 3ヶ月以内

② 前号のほか、特別な事情があり休職させることが適当と認められるとき 3ヶ月以内

2 休職期間中に休職事由が消滅したときは、原則として元の職務に復帰させる。ただし、元の職務に復帰させることが困難又は不適當な場合には、他の職務に就かせることがある。

3 第1項第1号により休職し、休職期間が満了してもなお傷病が治癒せず就業が困難な場合は、休職期間の満了をもって退職とする。

第3章 服務規律

(服務)

第11条 社員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、会社の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

第12条 社員は、以下の事項を守らなければならない。

① 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用しないこと。

② 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと。

③ 勤務中は職務に専念し、正当な理由なく勤務場所を離れないこと。

④ 会社の名誉や信用を損なう行為をしないこと。

⑤ 在職中及び退職後においても、業務上知り得た会社、取引先等の機密を漏洩しないこと。

⑥ 許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。

⑦ 酒気を帯びて就業しないこと。

⑧ その他社員としてふさわしくない行為をしないこと。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第13条 性的言動により、他の従業員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(個人情報保護)

第14条 社員は、会社及び取引先等に関する情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に関係のない情報を不当に取得してはならない。

2 社員は、職場又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた会社及び取引先等に関するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければならない。

(始業及び終業時刻の記録)

第15条 社員は、始業時刻に仕事を開始できるように出勤し、出勤簿に押印して出勤を明らかにした上、勤務に就かなければならない。終業時刻になったら、器具備品書類等を整理して、所定の場所に納めてから退勤しなければならない。

(遅刻、早退、欠勤等)

第16条 社員は遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用で事業場から外出する際は、事前に所属長に対し申し出るとともに、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかった場合は、事後に速やかに届出をし、承認を得なければならない。

2 前項の場合は、給与規程第7条の2項に定めるところにより、原則として不労分に対応する賃金は控除する。

3 傷病のため継続して5日以上欠勤するときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第4章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間及び休憩時間)

第17条 (1箇月単位の変形労働時間制)

会社は社員に対し、毎月1日は起算日とした1箇月単位の変形労働時間制を採用し、労働時間は休憩時間を除き変形期間を平均して1週間40時間以内とする。なお、始業、終業の時刻及び休憩時間は次のとおりとし、勤務日・勤務時間を定め

た勤務表を1ヶ月ごとに作成し、原則として毎月末日までに各人に周知する。

- | | | |
|---------------------|------|------------------|
| ① シフト1
(実働8時間) | 始業時間 | 8時30分 |
| | 終業時間 | 17時30分 |
| | 休憩時間 | 12:00～13:00(60分) |
| ② シフト2
(実働7.5時間) | 始業時間 | 12時45分 |
| | 終業時間 | 21時15分 |
| | 休憩時間 | 15:30～16:30(60分) |
| ③ シフト3
(実働9時間) | 始業時間 | 8時30分 |
| | 終業時間 | 18時30分 |
| | 休憩時間 | 12:00～13:00(60分) |
| ④ シフト4
(実働7.0時間) | 始業時間 | 9時0分 |
| | 就業時間 | 17時0分 |
| | 休憩時間 | 12:00～13:00(60分) |

2 社員が出張その他会社の用務を帯びて労働時間の全部または一部について事業場外で勤務した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定時間労働したものとみなす。ただし、上司があらかじめ別段の指示をした場合にはこの限りではない。

3. 次の社員は同条の変形労働時間制の適用を除外する。

- ① 満18歳に満たない社員
- ② 妊娠中及び出産後1年を経過しない社員が免除を申し出た場合
- ③ 育児・介護短時間勤務規定に該当する家族を有する社員が免除を申し出た場合

(休日)

第18条 休日は、次のとおりとする。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の祝日(日曜日と重なったときは翌日)
- ③ 年末年始(12月29日～1月3日)
- ④ その他会社が指定する日

2 業務の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

(時間外及び休日労働等)

第19条 業務の都合により、第17条の所定労働時間を超え、又は第18条の所定休日に労働させることがある。

2 前項の場合、法定労働時間を超える労働又は法定休日における労働については、あらかじめ会社は従業員の過半数代表者と書面による労使協定を締結するとともに、こ

れを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。

- 3 妊娠中の女性、産後1年を経過しない女性従業員であつて請求した者及び18歳未満の者については、第2項による時間外労働又は休日若しくは深夜（午後10時から午前5時まで）労働に従事させない。
- 4 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、第1項から前項までの制限を超えて、所定労働時間外又は休日に労働させることがある。

第5章 休暇等

（年次有給休暇）

第20条 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤した従業員に対しては、10日の年次有給休暇を与える。その後1年間継続勤務するごとに、当該1年間において所定労働日の8割以上出勤した従業員に対しては、下の表のとおり勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続期間	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- 2 第1項の年次有給休暇は、従業員があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、従業員が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。
- 3 前項の規定にかかわらず、従業員代表との書面による協定により、各従業員の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。
- 4 第1項及び第2項の出勤率の算定に当たっては、下記の期間については出勤したも
のとして取り扱う。
 - ① 年次有給休暇を取得した期間
 - ② 産前産後の休業期間
 - ③ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児休業及び介護休業した期間
 - ④ 業務上の負傷又は疾病により療養のために休業した期間
- 5 付与日から1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越して取得することができる。

- 6 前項について、繰り越された年次有給休暇とその後付与された年次有給休暇のいずれも取得できる場合には、繰り越された年次有給休暇から取得させる。
- 7 会社は、毎月の賃金計算締切日における年次有給休暇の残日数を、当該賃金の支払明細書に記載して各従業員に通知する。

(産前産後の休業)

第21条 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性従業員から請求があったときは、休業させる。

- 2 産後8週間を経過していない女性従業員は、就業させない。
- 3 前項の規定にかかわらず、産後6週間を経過した女性従業員から請求があった場合は、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることがある。

(母性健康管理の措置)

第22条 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性従業員から、所定労働時間内に、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導又は健康診査を受けるために申出があったときは、次の範囲で時間内通院を認める。

① 産前の場合

妊娠23週まで・・・・・・・・・・4週に1回

妊娠24週から35週まで・・・・・・2週に1回

妊娠36週から出産まで・・・・・・1週に1回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間

② 産後（1年以内）の場合

医師等の指示により必要な時間

2 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性従業員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずる。

- ① 妊娠中の通勤緩和措置として、通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として1時間の勤務時間の短縮又は1時間以内の時差出勤を認める。
- ② 妊娠中の休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長や休憩の回数を増やす。
- ③ 妊娠中又は出産後の女性従業員が、その症状等に関して指導された場合は、医師等の指導事項を遵守するための作業の軽減や勤務時間の短縮、休業等の措置をとる。

(育児時間及び生理休暇)

第23条 1歳に満たない子を養育する女性従業員から請求があったときは、休憩時間のほか1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

2 生理日の就業が著しく困難な女性従業員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

(育児・介護休業、子の看護休暇等)

第24条 従業員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。

2 育児休業、介護休業等の取扱いについては、「育児・介護休業規程」で定める。

(慶弔休暇)

第25条 従業員が申請した場合は、次のとおり慶弔休暇を与える。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 本人が結婚したとき | 7 日 |
| ② 妻が出産したとき | 3 日 |
| ③ 配偶者、子又は父母が死亡したとき | 7 日 |
| ④ 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき | 3 日 |

(裁判員等のための休暇)

第26条 従業員が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合には、次のとおり休暇を与える。

- | | |
|--------------------|-------|
| ① 裁判員又は補充裁判員となった場合 | 必要な日数 |
| ② 裁判員候補者となった場合 | 必要な時間 |

第6章 賃金

(賃金)

第27条 従業員の給与に関する事項は、別に定める給与規程による。

第7章 定年、退職及び解雇

(定年等)

第28条 従業員の定年は、満70歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

(退職)

第29条 前条に定めるもののほか、従業員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- ① 退職を願い出て会社が承認したとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき
 - ② 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき
 - ③ 第9条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき
 - ④ 死亡したとき
- 2 従業員が退職し、又は解雇された場合、その請求に基づき、使用期間、業務の種類、地位、賃金又は退職の事由を記載した証明書を遅滞なく交付する。

(解雇)

第30条 従業員が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。

- ① 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、従業員としての職責を果たし得ないとき。
 - ② 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないとき。
 - ③ 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、従業員が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき（会社が打ち切り補償を支払ったときを含む。）。
 - ④ 精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
 - ⑤ 試用期間における作業能率又は勤務態度が著しく不良で、従業員として不適格であると認められたとき。
 - ⑥ 第59条第2項に定める懲戒解雇事由に該当する事実が認められたとき。
 - ⑦ 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。
 - ⑧ その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき。
- 2 前項の規定により従業員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をする。予告しないときは、平均賃金の30日分以上の手当を解雇予告手当として支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。
- 3 前項の規定は、労働基準監督署長の認定を受けて従業員を第58条に定める懲戒解雇する場合又は次の各号のいずれかに該当する従業員を解雇する場合は適用しない。

- ① 日々雇い入れられる従業員（ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
 - ② 2か月以内の期間を定めて使用する従業員（ただし、その期間を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
 - ③ 試用期間中の従業員（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- 4 第1項の規定による従業員の解雇に際して従業員から請求のあった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

第8章 安全衛生及び災害補償

（遵守事項）

第31条 会社は、従業員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のために必要な措置を講ずる。

- 2 従業員は、安全衛生に関する法令及び会社の指示を守り、会社と協力して労働災害の防止に努めなければならない。
- 3 従業員は安全衛生の確保のため、特に下記の事項を遵守しなければならない。
 - ① 機械設備、工具等の就業前点検を徹底すること。また、異常を認めたときは、速やかに会社に報告し、指示に従うこと。
 - ② 安全装置を取り外したり、その効力を失わせるようなことはしないこと。
 - ③ 保護具の着用が必要な作業については、必ず着用すること。
 - ④ 喫煙は、所定の場所以外では行わないこと。
 - ⑤ 立入禁止又は通行禁止区域には立ち入らないこと。
 - ⑥ 常に整理整頓に努め、通路、避難口又は消火設備のある所に物品を置かないこと。
 - ⑦ 火災等非常災害の発生を発見したときは、直ちに臨機の措置をとり、安全衛生責任者に報告し、その指示に従うこと。

（健康診断）

第32条 従業員に対しては、毎年1回、定期に健康診断を行う。

- 2 第1項の健康診断の結果必要と認めるときは、一定期間の就業禁止、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

（健康管理上の個人情報の取扱い）

第33条 会社への提出書類及び身上その他の個人情報（家族状況も含む）並びに健康診断書その他の健康情報は、次の目的のために利用する。

- ① 会社の労務管理、賃金管理、健康管理

② 出向、転籍等のための人事管理

- 2 従業員の定期健康診断の結果、従業員から提出された診断書、産業医等からの意見書、その他従業員の健康管理に関する情報は、従業員の健康管理のために利用するとともに、必要な場合には産業医等に診断、意見聴取のために提供するものとする。

(安全衛生教育)

第34条 従業員に対し、雇入れの際及び配置換え等により作業内容を変更した場合、その従事する業務に必要な安全及び衛生に関する教育を行う。

- 2 従業員は、安全衛生教育を受けた事項を遵守しなければならない。

(災害補償)

第35条 従業員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところにより災害補償を行う。

第9章 職業訓練

(教育訓練)

第36条 会社は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、従業員に対し、必要な教育訓練を行う。

- 2 従業員は、会社から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。
- 3 前項の指示は、教育訓練開始日の少なくとも週間前までに該当従業員に対し文書で通知する。

第10章 表彰及び制裁

(表彰)

第37条 会社は、従業員が次のいずれかに該当するときは、表彰することがある。

- ① 業務上有益な発明、考案を行い、会社の業績に貢献したとき。
- ② 永年にわたって誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となるとき。
- ③ 永年にわたり無事故で継続勤務したとき。

- ④ 社会的功績があり、会社及び従業員の名誉となったとき。
 - ⑤ 前各号に準ずる善行又は功労のあったとき。
- 2 表彰は、原則として会社の総会の日に行う。また、賞状のほか賞金を授与する。

(懲戒の種類)

第38条 会社は、従業員が次条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。

①けん責

始末書を提出させて将来を戒める。

②減給

始末書を提出させて減給する。ただし、減給は1回の額が平均賃金の1日分の5割を超えることはなく、また、総額が1賃金支払期における賃金総額の1割を超えることはない。

③出勤停止

始末書を提出させるほか、30日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。

④懲戒解雇

予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合において、所轄の労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当（平均賃金の30日分）を支給しない。

(懲戒の事由)

第39条 従業員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。

① 正当な理由なく無断欠勤が7日以上に及ぶとき。

① 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退をしたとき。

② 過失により会社に損害を与えたとき。

③ 素行不良で社内の秩序及び風紀を乱したとき。

④ 性的な言動により、他の従業員に不快な思いをさせ、又は職場の環境を悪くしたとき。

⑤ 性的な関心を示し、又は性的な行為をしかけることにより、他の従業員の業務に支障を与えたとき。

⑥ 第12条、第14条に違反したとき。

⑦ その他この規則に違反し又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

2 従業員が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、第30条に定める普通解雇、前条に定める減給又は出勤停止とすることがある。

- ① 重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
- ② 正当な理由なく無断欠勤が30日以上に及び、出勤の督促に応じなかったとき。
- ③ 正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、5回にわたって注意を受けても改めなかったとき。
- ④ 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- ⑤ 故意又は重大な過失により会社に重大な損害を与えたとき。
- ⑥ 会社内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき（当該行為が軽微な違反である場合を除く。）。
- ⑦ 素行不良で著しく社内の秩序又は風紀を乱したとき。
- ⑧ 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないとき。
- ⑨ 職責を利用して交際を強要し、又は性的な関係を強要したとき。
- ⑩ 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用したとき。
- ⑪ 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め若しくは供応を受けたとき。
- ⑫ 私生活上の非違行為や会社に対する正当な理由のない誹謗中傷等であって、会社の名誉信用を損ない、業務に重大な悪影響を及ぼす行為をしたとき。
- ⑬ 正当な理由なく会社の業務上重要な秘密を外部に漏洩して会社に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき。
- ⑭ その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

第11章 慶弔給付規定

(慶弔給付)

第40条 職員の慶弔にかかわる給付については、別紙「慶弔給付基準表」による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

別紙

慶弔給付基準表

次のとおり、慶弔の基準を定める。

1. 対象及び支出方法

- (1) 館長・副館長・チーフコデネータ・指導員
……………横浜市勤労者福祉共済から支給
- (2) パートタイム労働者 ……………当該年度予算(科目・諸費)から支出
- (3) その他 ……………当該年度予算(科目・諸費)から支出

2. 種類、金額、理由

- (1) 館長・副館長・チーフコデネータ・指導員
 - ① 結婚祝金 20,000円
 - ② 出産祝金 8,000円
 - ③ 入学祝金・祝品 5,000円・2,000円相当のもの(小・中学校入学するとき)
 - ④ 結婚記念祝金 10,000円(結婚して24年たったとき)
 - ⑤ 永年勤労祝品 10,000円相当のもの(60歳に達したとき)
 - ⑥ 傷病見舞金 8,000円(1か月以上欠勤したとき)
 - ⑦ 死亡弔慰金 30,000円(本人)
10,000円(配偶者・子・実父母)
 - ⑧ その他理事長が必要と認めるもの。
- (2) パートタイム労働者
 - ① 結婚祝金 5,000円
 - ② 出産祝金 5,000円
 - ③ 傷病見舞金 3,000円(1か月以上欠勤したとき)
 - ④ 死亡弔慰金 10,000円(本人)
5,000円(配偶者・子・実父母)
 - ⑤ その他理事長が必要と認めるもの。
- (3) その他
 - ① 記念行事等出席 3,000円(複数の場合は5,000円)
 - ② 地区センター委員については、その都度理事長が定める。



24年度

藤が丘地区センター

利用者アンケート集計

【24年6月20日～7月20日】

内容

利用者アンケート（団体）集計

項目別集計値とグラフ

記述集計

<参考>

3年間の集計値推移

- ・ 部屋利用予約の満足度
- ・ インターネットの利用について

利用者アンケート（個人）集計

項目別集計値とグラフ

記述集計

<参考>

3年間の集計値推移

- ・ 地区センターの雰囲気
- ・ インターネットの利用について

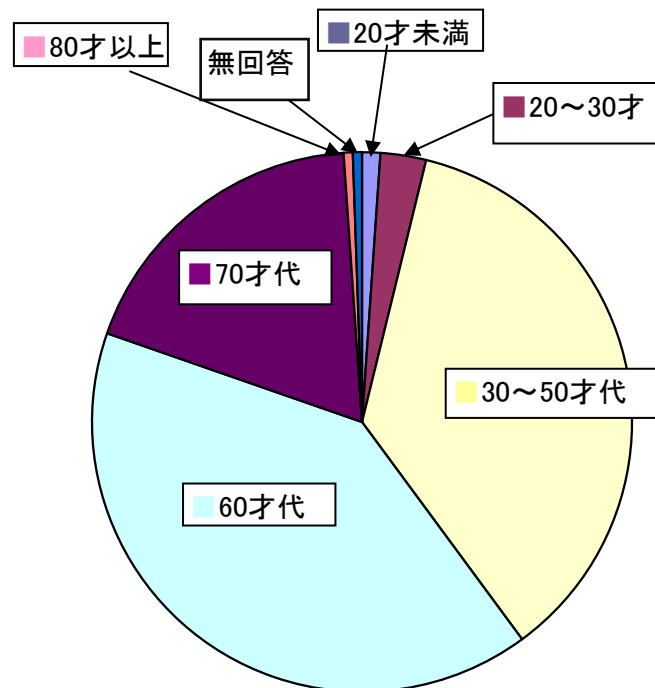
平成24年度 利用者アンケート(団体)集計

期間 24年6月20日
～7月20

回答数 183

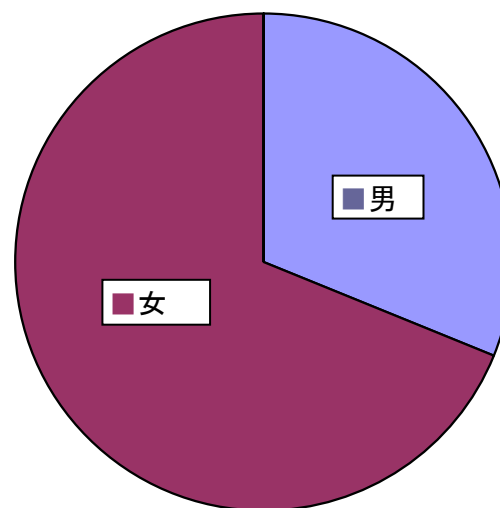
A-① 年齢は？

	回答数	構成比
20歳未満	2	1.1%
20～30才	5	2.7%
30～50才代	66	36.1%
60才代	74	40.4%
70才代	34	18.6%
80才以上	1	0.5%
無回答	1	0.5%
計	183	100.0%



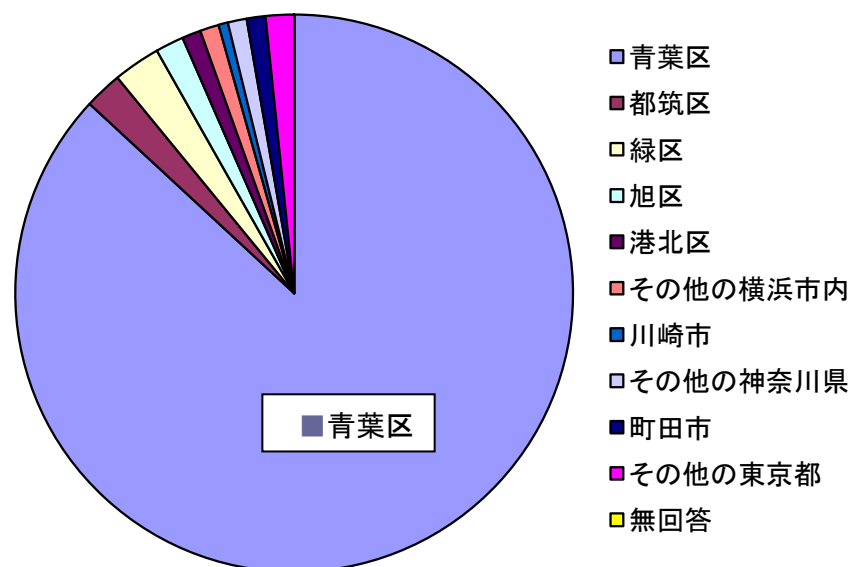
A-② 性別

	回答数	構成比
男	57	31.1%
女	126	68.9%
無回答	0	0.0%
計	183	100.0%



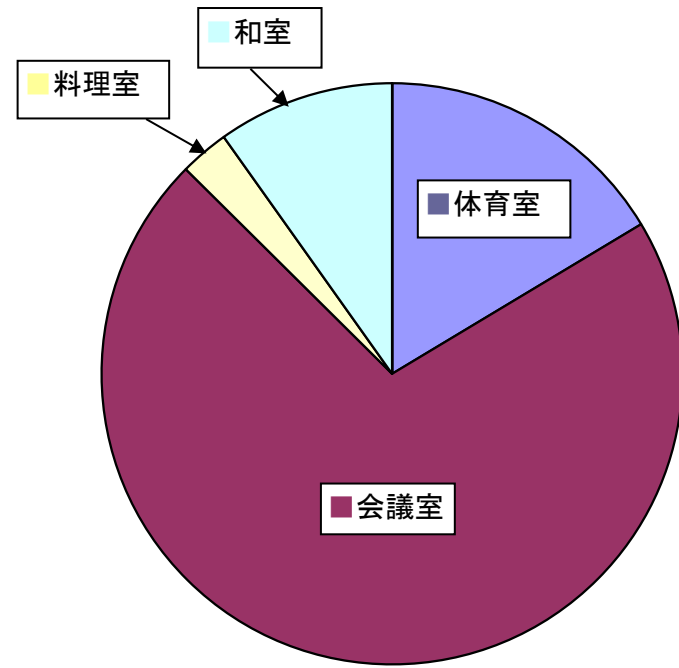
A-③ お住まいは？

	回答数	構成比
青葉区	159	86.9%
都筑区	4	2.2%
緑区	5	2.7%
旭区	3	1.6%
港北区	2	1.1%
その他の横浜市内	2	1.1%
川崎市	1	0.5%
その他の神奈川県	2	1.1%
町田市	2	1.1%
その他の東京都	3	1.6%
無回答	0	0.0%
計	183	100.0%



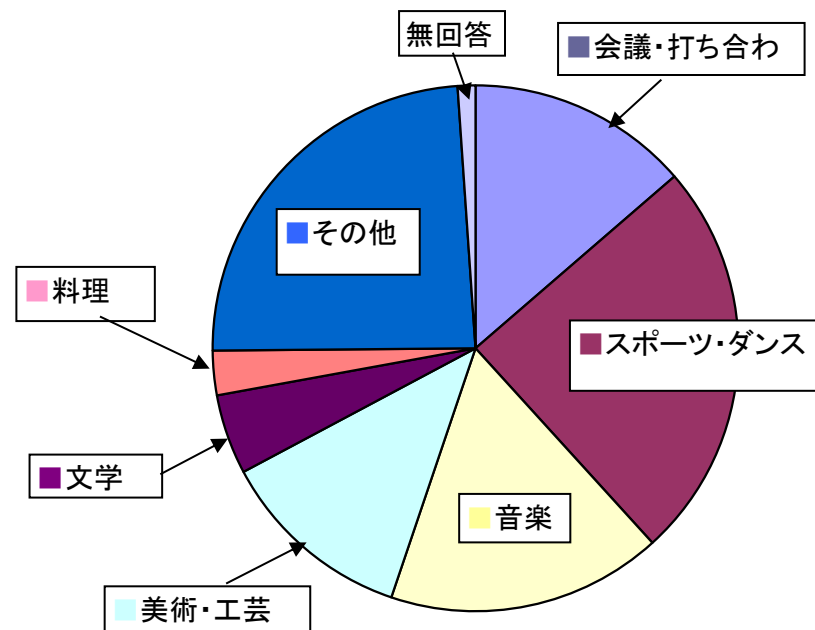
B-④ 地区センターは主にどこをご利用になりますか

	回答数	構成比
体育室	30	16.4%
会議室	130	71.0%
料理室	5	2.7%
和室	18	9.8%
無回答	0	0.0%
計	183	100.0%



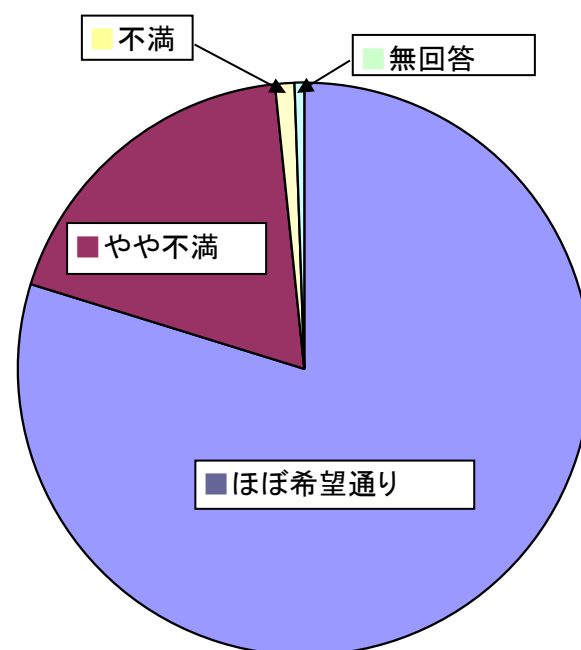
B-⑤ 地区センターをご利用になる目的は何ですか

	回答数	構成比
会議・打ち合わせ	25	13.7%
スポーツ・ダンス	45	24.6%
音楽	31	16.9%
美術・工芸	22	12.0%
文学	9	4.9%
料理	5	2.7%
その他	44	24.0%
無回答	2	1.1%
計	183	100.0%



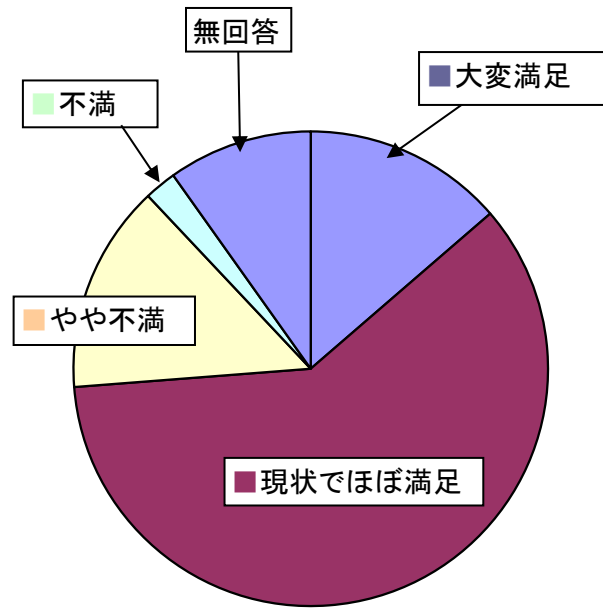
B-⑥ 部屋利用予約はほぼ希望通りに予約できていますか

	回答数	構成比
ほぼ希望通り	146	79.8%
やや不満	34	18.6%
不満	2	1.1%
無回答	1	0.5%
計	183	100.0%



B-⑦ 毎月21日の一般予約の方式はいかがですか

	回答数	構成比
大変満足	25	13.7%
現状でほぼ満足	110	60.1%
やや不満	26	14.2%
不満	4	2.2%
無回答	18	9.8%
計	183	100.0%



B-⑧ 問B-⑥、B-⑦で”不満”と答えた方は部屋利用について自由な意見をお書きください

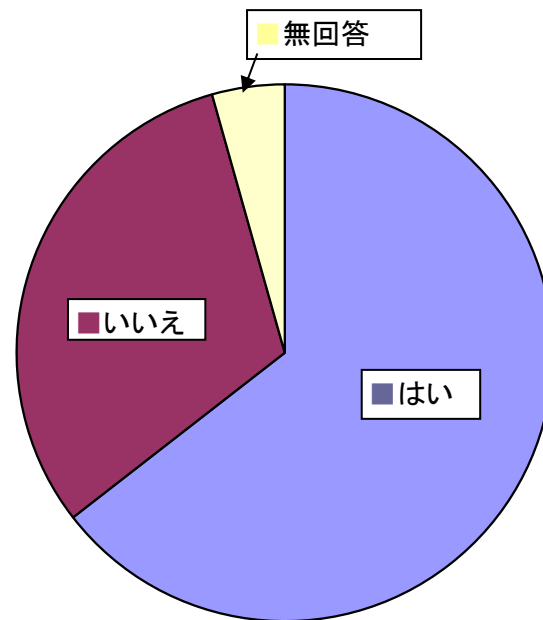
	回答数	構成比
記述あり	28	96.6%
無回答	1	3.4%
計	29	100.0%

* 記述は別紙参照

”やや不満”と答えて書かれた方がいる。

B-⑨ インターネットの地区センター空き部屋状況を利用されていますか

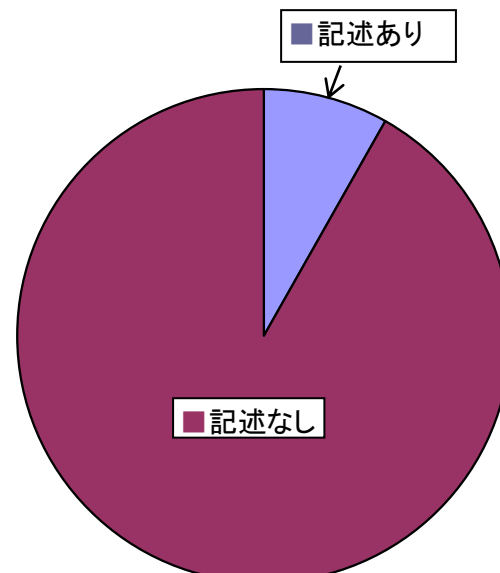
	回答数	構成比
はい	118	64.5%
いいえ	57	31.1%
無回答	8	4.4%
計	183	100.0%



B-⑩ 地区センターに対するご意見をご自由にお書き下さい

	回答数	構成比
記述あり	15	8.2%
無回答	168	91.8%
計	183	100.0%

* 記述は別紙参照



団体記述集計

回答数 28人

* 部屋利用予約、毎月21日の一般予約の方式について不満と答えた方は、部屋利用について自由なご意見をお書き下さい。

	記述内容	年齢・性別
1	希望通り予約は出来ないが、抽選なので仕方ないと思います。	30才代女性
2	しくみがよくわからない。	30才代男性
3	ネットで4回分とりたい。ネットで第2、第3希望を入れたい。	40才代女性
4	個人利用の予約、仮予約がとれない。	40才代男性
5	個人では、当日予約のみに制限されている。	40才代男性
6	よくわからないが、個人利用は制約がある様なので、もう少し緩いとなお嬉しい。	50才代女性
7	駐車場も同時に申し込むことが出来ればGoodと思います。	60才代男性
8	抽選でわざわざ来なければならないのは不満であるが、改善のためのアイデアは特になし。	60才代男性
9	利用者の皆様が予定しやすい様、決まった曜日にできると有難いです。第何週目かが違ってても出席できない人が出てきますのでよろしくお願い致します。	60才代女性
10	使えるコマ数を多くしてほしい！自主事業でふさがっている事が多い。	60才代女性
11	センターOB会の集まりに優先的に部屋をとれるようにしてほしい。月4回とるグループと2回のグループと同じやり方では不公平では？	60才代女性
12	どういう予約なのかわかりません。	60才代男性
13	利用回数を一回で決めて欲しいと思います。	60才代女性
14	一ヶ月ごとを希望します。今は不便です。以前の方法がよい。二重三重に手間がかかりよくない。	60才代女性
15	一般予約もネットで出来る様にしてほしい。	60才代男性
16	駐車場の利用についても同時に申し込めると良いと思う。	60才代男性
17	インターネット予約が期間限定で無く24時間利用可能だと良い。	60才代女性
18	都合で9時に来館する事が困難なので、電話でもOKな様にしてほしい。	60才代女性
19	利用する人が沢山いるので仕方ないと思います。	60才代女性
20	とりにくい。	60才代女性
21	1団体で月1回は使用できますようお願いします。	60~70才代女性
22	講師が遠方から来るので（午前中、他の教室を持っているため）車が必要です。出来たら予約する時、紙面に駐車も合わせて予約出来たら助かります。車の駐車は一カ月前と言われるのは大変です。	60~70才代女性

23	ピアノのある部屋はピアノを利用するグループを優先して欲しいです。	70才代女性
24	2ヶ月前の予約では予定が付けにくく、1カ月前では満室でとれにくく、工芸室でないとだめなので困っています。	70才代女性
25	人気のある部屋はなかなか取れない。	70才代女性
26	センターの皆様が親切で良いです。	70才代男性
27	予約がとれなくて、曜日を変えたり、月2回のおけいこを月1回になりました。	70才代女性
28	会議室中・小が取りにくい。	70才代女性

団体記述集計

回答数 15人

*地区センターに対するご意見をご自由にお書き下さい。

	記述内容	年齢・性別
1	今回はバレーボールで体育館の全面利用となったのですが、人数の関係で片付けが遅くなってしまい大変申し訳ございませんでした。あと、20年近く前に利用した時はもう少し安く借りれたように思いましたが、バレーはどうしても全面で高いように思いました。(準備にも時間がかかるし、倉庫の奥の方にネットがあったりで)	30才代女性
2	本日はご利用できまして本当にありがとうございます。	30才代女性
3	センターの方はいつも親切に対応下さっています。ありがとうございます。お手洗いにお花が飾られているのもホッとすてうれしく思います。	40才代女性
4	工芸室は広く静かで、清潔で、とても使いやすいです。	50才代女性
5	スタッフの皆さんがプロフェッショナルで安心しています。当団体はボイストレーニング(身体を動かしながら発声のトレーニングを行う)が中心ですが、発表会が近くなると歌や演技の練習を行います。広い部屋に電子ピアノではなく、アップライトピアノが置いてあるととても助かるのですが……。当団体の希望ですので、他の団体さんのご希望とはちがうかもしれませんが、何かの機会にご検討いただければとてもうれしいです。	50才代女性
6	駐車場で苦勞しておりますが空いている事が多いので、もったいないと思います。もう少し自由に利用できる方法を考えて欲しいです。空いている時はだれでも利用できるとか。	60才代女性
7	多目的に使用できるセンターとして子供も大人も老人も、いろんな世代が来館出来るととても良いと思います。学習室や本等もあり、子供たちにも利用しやすいのが何よりです。私は近くないのでうらやましいと感じています。	60才代女性
8	朝のオープンを9時ジャストではなく、10分前にして欲しい。	60才代男性
9	夏、30℃にならないとエアコンがつかないのは困ります。歌うので窓を開けられません。	60才代女性
10	駐車場が欲しい。	60才代女性
11	夏のエアコン利用を減らすために網戸をつけて下さい。	60才代女性
12	長い間利用させて頂き感謝しております。心からお礼申し上げます。今後ともよろしくお願ひします。楽しい中国語会一同	70才代男性
13	個人的には新聞等に利用しています。	70才代男性

*地区センターに対するご意見をご自由にお書き下さい。

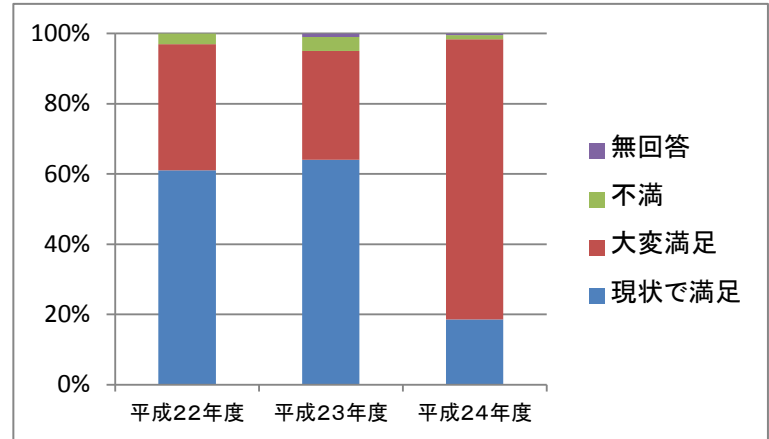
14	<p>①予算が許せばエアコンの設置をお願いします。そのため料金が630→650になることも致し方ないと思います。</p> <p>②定期的に使っている団体（スポーツ）の体育室利用で、出来れば恒久的に曜日指定ができる様ご検討下さい。確定にはスポーツ諸団体が集まってお互い譲り合い話し合いで出来ないでしょうか。曜日指定できないため、利用が不確定（参加者が一定しない）となります。確定されていれば、皆さん都合が良くなるはずです。</p> <p>③上記の確定するのに料金を上げる事も検討されてもよいのではありませんか。</p>	70才代男性
15	雨の日になると、飲食スペースでゲームをしている小学生が多く、本来の目的の飲食をしたい人が座れなくて困ります。	年代不明女性

<参考>3年間の集計推移

部屋利用予約が2ヶ月先まで可能について

(注:平成24年度は「部屋利用予約は、ほぼ希望通りですか」)

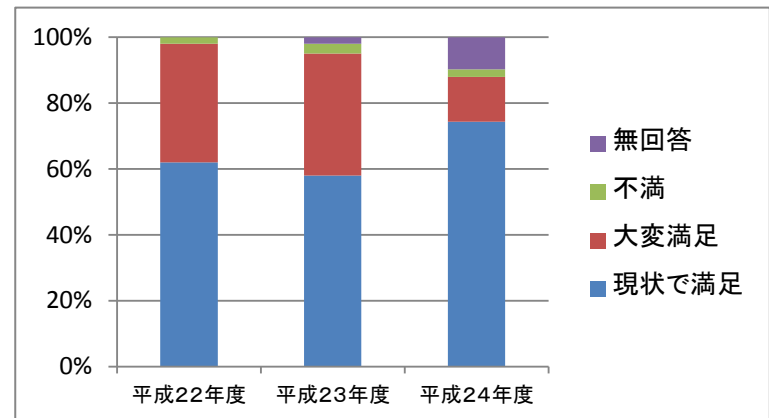
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
現状で満足	61%	64%	19%
大変満足	36%	31%	80%
不満	3%	4%	1%
無回答	0%	1%	1%
計	100%	100%	100%



部屋利用予約が1カ月4回までについて

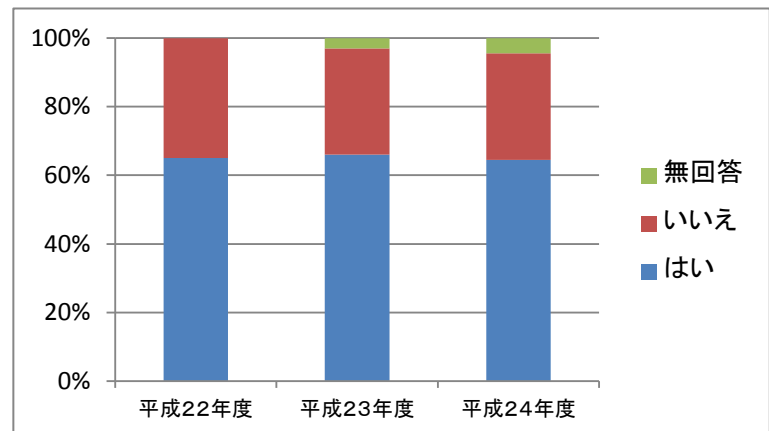
(注:平成24年度は「毎月21日の一般予約の方式はいかがですか」)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
現状で満足	62%	58%	74%
大変満足	36%	37%	14%
不満	2%	3%	2%
無回答	0%	2%	10%
計	100%	100%	100%



インターネット空き部屋状況の利用について

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
はい	65%	66%	65%
いいえ	35%	31%	31%
無回答	0%	3%	4%
計	100%	100%	100%



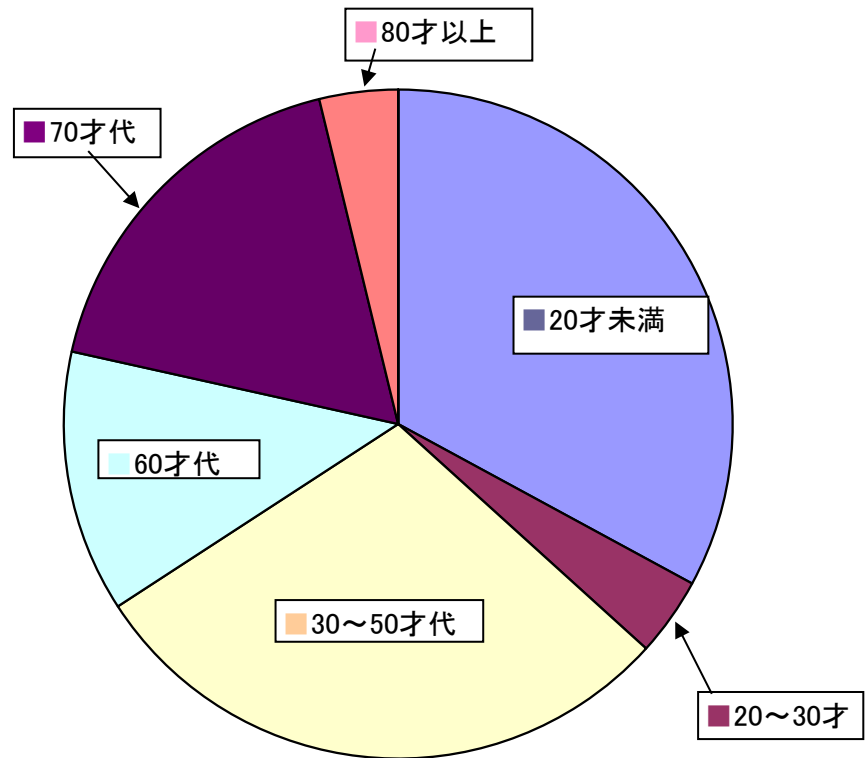
平成24年度 利用者アンケート(個人)集計

期間	24年6月20日 ～7月20日
----	--------------------

回答数	79
-----	----

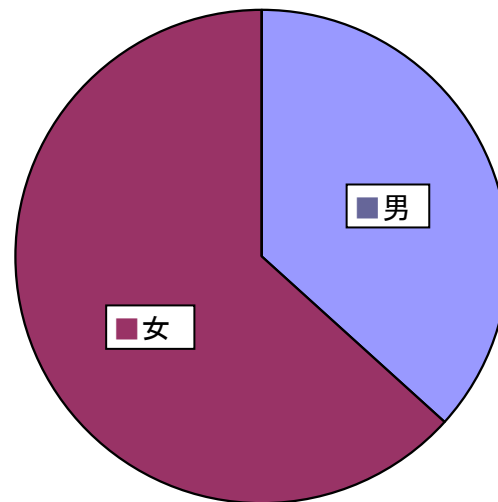
A-① あなたの年代に該当するところに○をつけて下さい

	回答数	構成比
20歳未満	26	32.9%
20～30才	3	3.8%
30～50才代	23	29.1%
60才代	10	12.7%
70才代	14	17.7%
80才以上	3	3.8%
無回答	0	0.0%
計	79	100.0%



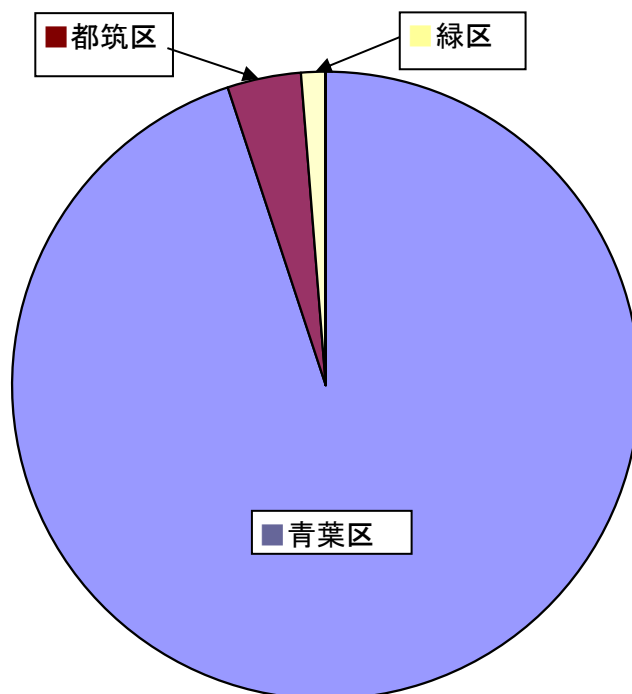
A-② あなたの性別

	回答数	構成比
男	29	36.7%
女	50	63.3%
無回答	0	0.0%
計	79	100.0%



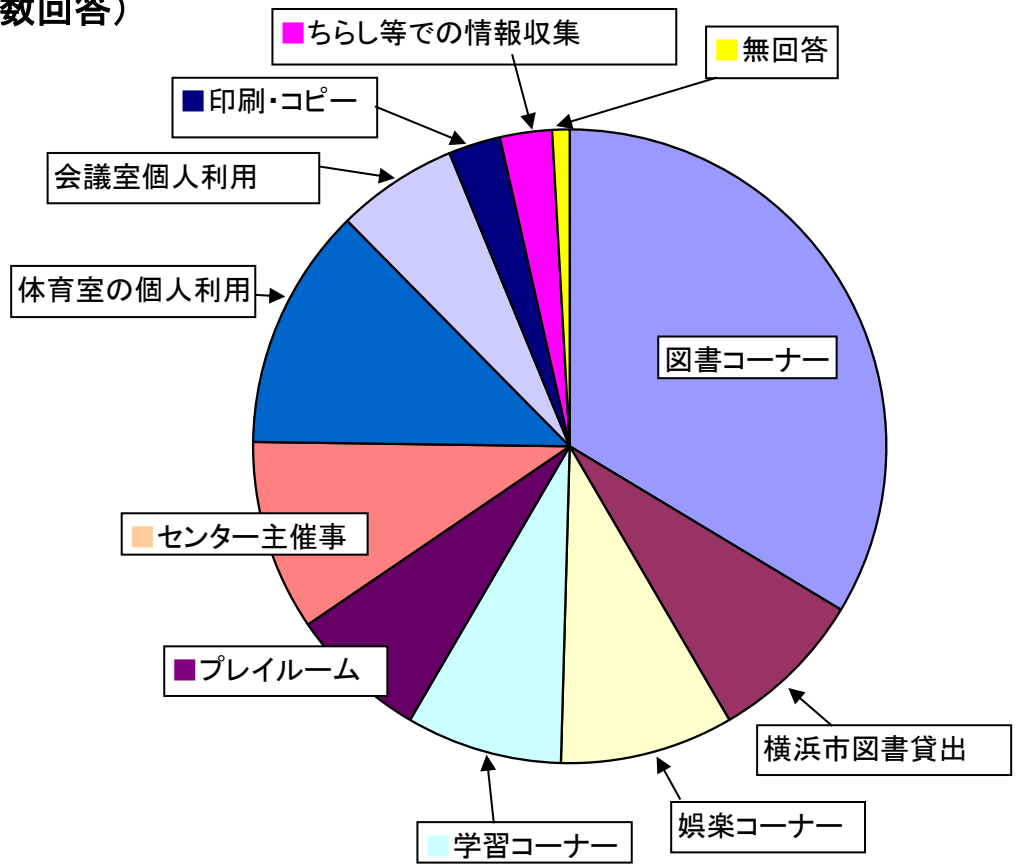
A-③ あなたのお住まい

	回答数	構成比
青葉区	75	94.9%
都筑区	3	3.8%
緑区	1	1.3%
旭区	0	0.0%
港北区	0	0.0%
その他の横浜市内	0	0.0%
川崎市	0	0.0%
その他の神奈川県	0	0.0%
町田市	0	0.0%
その他の東京都	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	79	100.0%



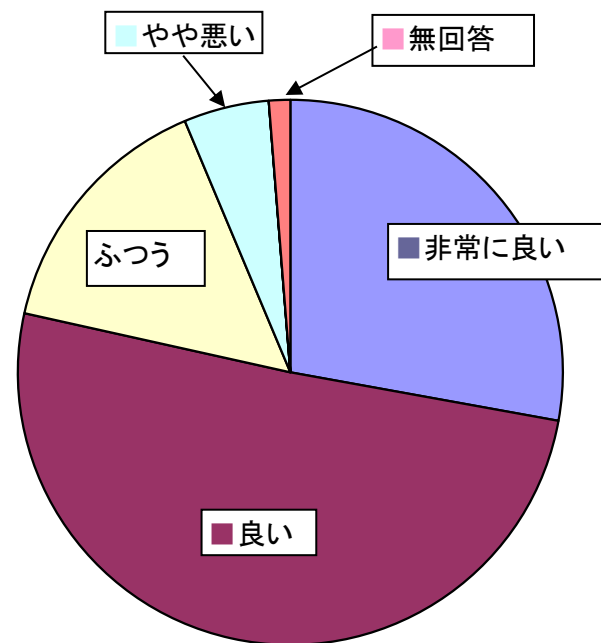
B-④ 地区センターのご利用目的は何ですか(複数回答)

	回答数	構成比
図書コーナー	38	33.6%
横浜市図書貸出	9	8.0%
娯楽コーナー	10	8.8%
学習コーナー	9	8.0%
プレイルーム	8	7.1%
センター主催事業参加	11	9.7%
体育室の個人利用	14	12.4%
会議室個人利用	7	6.2%
印刷・コピー	3	2.7%
ちらし等での情報収集	3	2.7%
無回答	1	0.9%
計	113	100.0%



B-⑤ 地区センターの雰囲気はいかがですか

	回答数	構成比
非常によい	22	27.8%
良い	40	50.6%
ふつう	12	15.2%
やや悪い	4	5.1%
悪い	0	0.0%
無回答	1	1.3%
計	79	100.0%



B-⑥ 問B-⑤で“やや悪い”“悪い”と答えた方はどのような改善が必要と思われますか

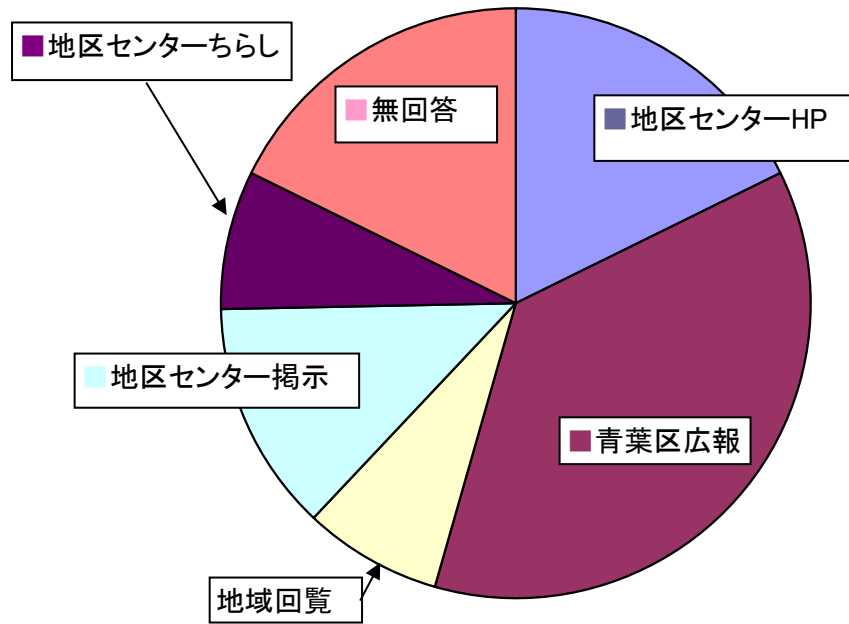
	回答数	構成比
記述あり	5	100.0%
無回答	0	0.0%
計	5	100.0%

*記述は別紙参照

”非常に良い”と答えた方からの記述1件あり。

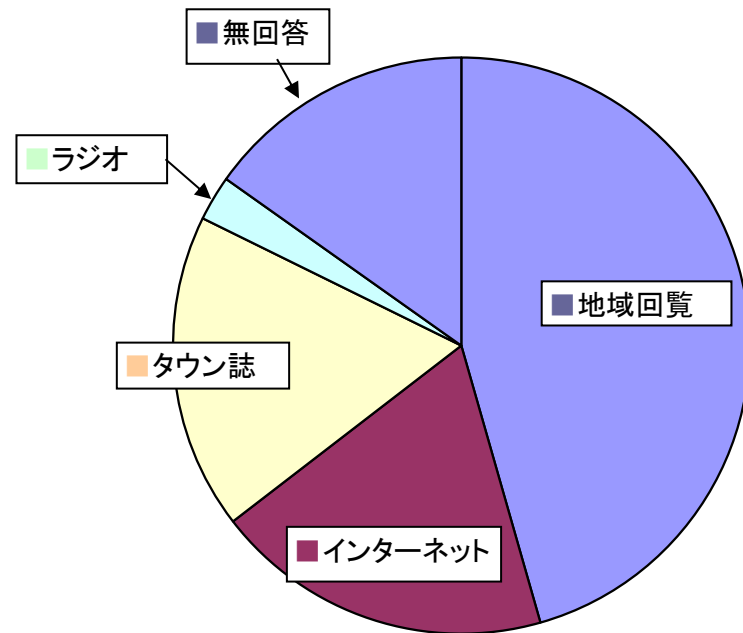
B-⑦ 地区センターの情報は何でお知りになっていますか

	回答数	構成比
地区センターHP	14	17.7%
青葉区広報	29	36.7%
地域回覧	6	7.6%
地区センター掲示板	10	12.7%
地区センターちらし	6	7.6%
無回答	14	17.7%
計	79	100.0%



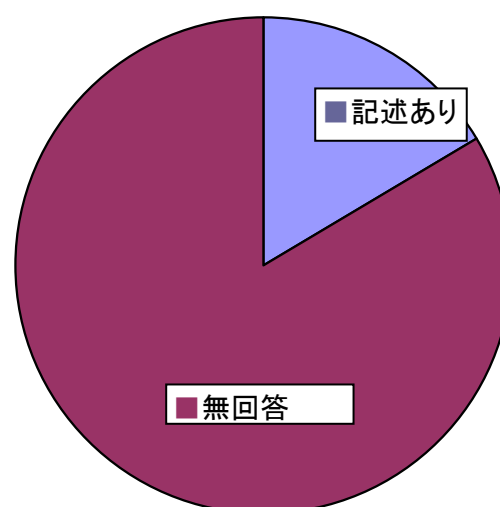
B-⑧ 地域の情報はどのようにして入手されますか？

	回答数	構成比
地域回覧	36	45.6%
インターネット	15	19.0%
タウン誌	14	17.7%
ラジオ	2	2.5%
無回答	12	15.2%
計	79	100.0%



B-⑨ 地区センターに対するご意見をご自由にお書きください

	回答数	構成比
記述あり	13	16.5%
無回答	66	83.5%
計	79	100.0%



*記述は別紙参照

個人記述集計

回答数 5人

*地区センターの雰囲気、を、やや悪い” ” 悪い” と答えた方はどのような改善が必要と思われますか？

	記述内容	年齢・性別
1	うるさい人が多い。	20才未満女性
2	体育室で使えない時間が多い。	20才未満女性
3	新しい職員になってから明るさが無く、挨拶の声もかけにくい。	50才代男性
4	読書している時、小中学生がうるさいと感じる時がある。注意して欲しい。	70才代女性
5	本数が少ない。うるさくしている人がいる。	80才以上女性

個人記述集計

回答数 13人

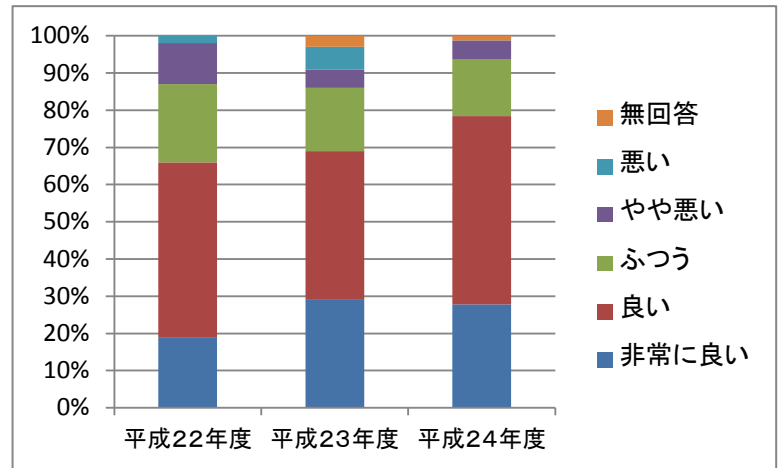
*地区センターに対するご意見をご自由にお書き下さい。

	記述内容	年齢・性別
1	いつもありがとう。	20才未満女性
2	これからもおねがいします。	20才未満女性
3	本を読もうとしても、うるさくて集中できない。	20才未満男性
4	本をもう少し沢山の種類、新着を入れて欲しい。(料理系)	30才代女性
5	子供の遊ぶものはふるいと思う。	30才代女性
6	こじんまりしているから、使いやすいです。	30才代女性
7	本の数を増やしてほしい。本の扱いがひどい(汚れ、書き込み etc)ときは注意してほしい。	50才代女性
8	特に子供への気配りをよろしく。コーナーの気配り。	50才代男性
9	自販機の金額が高いですので、割引き安くしてほしいです。	50才代男性
10	いつもありがとうございます。	60才代男性
11	図書の情報をインターネットでみれる様に!	60才代男性
12	冷房を入れて欲しい	70才代女性
13	日本経済新聞の変わりに、朝日新聞、毎日新聞に変更してもらいたい。変更の理由は、一般紙を希望する利用者が多いと思われます。ご検討下さい。	70才代男性

＜参考＞3年間の集計推移

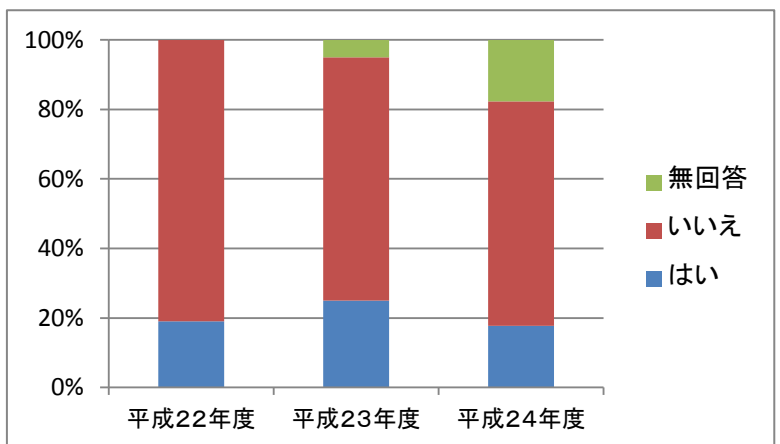
地区センターの雰囲気について

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
非常に良い	19%	29%	28%
良い	47%	40%	51%
ふつう	21%	17%	15%
やや悪い	11%	5%	5%
悪い	2%	6%	0%
無回答	0%	3%	1%
計	100%	100%	100%



地区センターのホームページ閲覧について

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
はい	19%	25%	18%
いいえ	81%	70%	65%
無回答	0%	5%	18%
計	100%	100%	100%



※平成24年度は、質問が”地区センターの情報は、何でお知りになっていますか？”に変わったため、回答の”はい”が能動的にホームページをチェックされている方に絞られたと推定されます。

平成24年度の研修計画・記録

月	実施日	分類	内容	対象	記事
4月	4月24日	一般研修	1.業務研修 1)個人情報の取り扱い ・市立図書貸出の割り当て表について ・登録団体、自主申し込み等について ・誓約書 2)設備、機材の取り扱い方について	全員 (3H)	実施済み
5月	5月22日	接遇	1接遇研修 ・みだしなみ、言葉遣い、動作 講師をお招きして地区センターに即した接遇について学びました。	全員(3H)	実施済み
6月	6月26日	一般研修	1.地区センターの役割と指定管理制度について 地域で担う地区センターの役割と横浜市地区センターの歴史について館長から説明 2.危険の回避について 市館長会作成のヒヤリハット集を参考に、藤が丘で過去に会った事例と藤が丘に照らし合わせて気を付けなければいけない事の洗い出し作業 3.業務についての話し合い	全員(3H)	実施済み
7月	7月24日	救急法	1.救命・救急(青葉消防署指導) AED操作心肺蘇生法 9.00-10.30 2.初期消火研修 10.30-11.00 3.業務についての話し合い	全員(3H)	実施済み
8月	8月28日	一般研修	1.館内施設点検及び修繕 机・椅子・ドアなどのネジの緩みの点検と締め直し。危険な個所がないか細部にわたり、点検する。 2.図書の整理	一部	実施済み
9月	9月24日	避難訓練	地区センター緊急時マニュアルに沿って避難路の確認、避難誘導の確認、消火栓・消火器の確認、避難ばしごの確認を行いました。	全員	実施済み
11月	11月27日	清掃研修	地区センターの顔として館内清掃のテクニック、清掃のポイントをプロから学びました	清掃担当 さわやか 業務3名	実施済み